

熊本市の情報公開と個人情報保護

令和4年度（2022年度）運用状況報告書

熊 本 市

目 次

I 情報公開制度のあらまし	
1 情報公開制度の意義	1
2 情報公開制度の概要	1
3 情報公開窓口	3
II 情報公開制度の運用状況	
1 開示請求件数及びその処理状況	4
2 実施機関別の処理状況	5
3 不開示理由の適用状況	6
4 審査請求の処理状況	6
5 答申一覧	7
III 個人情報保護制度のあらまし	
1 個人情報保護制度の意義	8
2 個人情報保護制度の概要	8
IV 個人情報保護制度の運用状況	
1 開示請求件数及びその処理状況	11
2 実施機関別の処理状況	12
3 不開示理由の適用状況	13
4 審査請求の処理状況	13
5 答申一覧	14
6 訂正請求の状況	14
7 利用停止請求の状況	14
V 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	
1 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の概要	15
2 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況	16
〔資料〕	
熊本市情報公開・個人情報保護審議会答申	1

I 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義

情報公開制度とは、市が保有している文書等を市民の請求に応じて閲覧に供し、又は、写しの交付を行う制度です。

この制度の目指すものは、本市の保有する文書等の開示を請求する権利を市民の権利として定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に対して説明する責務が全うされ、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政を実現することです。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会です。

(2) 対象となる文書等

公開請求の対象となる文書等は、次の要件を備えているものです。

ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

イ 現に保有している文書等

ただし、議会の文書等については、平成11年10月1日以降に作成し、又は取得したもの

また、旧富合町関連の文書等については、平成19年4月1日以降に、旧城南町関連の文書等については、平成14年4月1日以降にそれぞれ作成し、又は取得したもの

旧植木町関連の文書等については、平成10年4月1日以降に作成し、又は取得したもの（一部の電磁的記録については、平成14年4月1日以降。また、旧植木町議会の文書等については、平成19年4月1日以降）

(3) 請求権者

何人も、実施機関に対して文書等の開示を請求できます。

(4) 開示請求の方法並びに請求に対する決定及び通知

開示請求の方法並びに請求に対する決定及び通知については、次のとおりです。

ア 文書等の開示の請求をしようとするものは、必要事項を記載した請求書を情報公開窓口へ提出しなければなりません。

イ 実施機関は、請求書の提出があった日の翌日から起算して14日以内（平成28年4月1日以降の請求にあっては、熊本市の休日を除いた14日以内）に、開示請求に係る文書等を開示又は開示しない決定をし、開示請求者に対して書面で通知します。

ただし、開示請求に係る文書等が著しく大量である場合、第三者情報が含まれ、当該第三者に意見聴取の必要がある場合等、やむを得ない理由により、14日以内に決定をすることができない場合は、請求書の提出があった日の翌日から起算して45日を限度として延長することができます。

この場合、延長する期限及び理由を文書で請求者に通知します。

(5) 不開示情報

開示請求のあった文書等は原則として開示します。ただし、開示することにより、個人又は法人等の正当な利益を害するもの、公共安全、行政の事務事業の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等、次に掲げる7項目は開示することはできません。

ア 法令秘情報

法令等の規定により、開示することができない情報

イ 個人に関する情報

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの

ウ 法人等に関する情報

開示することにより、法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

公にしないと約束の下に、任意に提供されたもので、当該約束の締結が合理的であると認められるもの

エ 公共安全等に関する情報

開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

オ 審議、検討等に関する情報

審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

カ 事務事業に関する情報

事務事業に関する情報のうち、開示することにより、事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

キ 国等に関する情報

国等との協議等に基づく情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(6) 存否不回答

開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、不開示情報を開示した場合と同様に保護される利益が害されることとなるときは、その存否を明らかにしないで請求を拒否することができます。

(7) 第三者保護

実施機関は、開示請求に係る文書等に本市又は開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合は、第三者の正当な権利利益を保護するため、開示等の決定をする際に、当該第三者の意見を聞くことができます。

(8) 費用負担

文書等の閲覧に係る手数料は無料ですが、文書等の写しの作成及び送付に必要な費用は、請求者の負担となります。

(9) 不服申立て

請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。

実施機関は、審査請求があった場合、学識経験者などの第三者で構成する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

(10) 情報提供施策の充実

実施機関は、市民生活の向上に資するとともに、市民の市政に対する理解を深めるため、市民が必要とする情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。

3 情報公開窓口

情報公開制度を円滑に運営し、市民の利用しやすい制度とするため、情報公開の相談や案内、請求の受付、開示の実施等を一元的に行う総合窓口として「情報公開窓口」を設置しています。

II 情報公開制度の運用状況

1 開示請求件数及びその処理状況

平成10年度から令和4年度の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

年度	開示請求件数	処理状況									
		開示決定	部分開示	請求拒否決定					合計	取下げ	却下
				不開示	存否不回答	不存在	その他	小計			
10	21	4	16	1	0	5	5	11	31	0	0
11	64	14	45	2	0	4	0	6	65	0	0
12	96	67	18	0	0	17	2	19	104	2	0
13	486	231	86	0	0	246	0	246	563	8	2
14	346	185	75	0	0	172	2	174	434	3	1
15	572	225	150	15	1	214	4	234	609	5	0
16	489	234	112	11	8	142	0	161	507	11	0
17	536	189	132	12	0	146	6	164	485	68	2
18	344	120	105	17	0	122	2	141	366	15	4
19	504	314	80	8	0	177	2	187	581	6	0
20	416	262	93	8	0	63	4	75	430	13	1
21	517	364	102	14	1	70	1	86	552	9	14
22	633	445	147	18	0	96	12	126	718	15	2
23	787	629	114	16	0	72	0	88	831	6	0
24	868	519	227	9	0	152	0	161	907	9	0
25	974	681	237	18	0	105	1	124	1,042	6	0
26	1,219	822	345	15	1	78	6	100	1,267	13	0
27	1,301	800	459	16	2	61	2	81	1,340	13	0
28	1,043	597	391	9	0	70	1	80	1,068	15	0
29	1,494	739	668	13	2	123	1	139	1,546	16	24
30	1,282	751	518	22	3	56	0	81	1,350	18	3
1	1,455	807	645	18	6	63	1	88	1,540	19	0
2	1,319	721	584	5	12	48	0	65	1,370	27	0
3	1,708	1,007	754	14	6	61	1	82	1,843	30	0
4	1,823	1,060	751	16	3	77	3	99	1,910	29	1

[備考]

- (1) 1件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- (2) 部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
- (3) 存否不回答とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。
- (4) その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。
- (5) 却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権がない者からの請求について、却下したもの等をいう。

2 実施機関別の処理状況

令和4年度の実施機関別の処理状況は次のとおりです。令和4年度における実施機関別請求件数は、市長事務部局が1,464件で最も多く、うち都市建設局が909件、次いで健康福祉局が125件となっています。

令和4年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況

(単位:件)

実施機関	開示請求件数	処 理 状 況									合計	取下げ	却下
		開示決定	部分開示決定	請求拒否決定					小計				
				不開示	存否不回答	不存在	その他						
市長	政策局	11	4	5	3	0	0	1	4	13	0	0	
	総務局	25	14	6	0	0	2	0	2	22	4	0	
	財政局	5	2	2	1	0	2	0	3	7	0	0	
	文化市民局	61	53	9	0	0	2	1	3	65	0	0	
	健康福祉局	125	72	42	2	0	20	0	22	136	7	0	
	環境局	41	25	12	1	0	7	0	8	45	1	0	
	経済観光局	37	12	17	0	0	10	0	10	39	0	0	
	農水局	54	22	32	1	0	1	0	2	56	0	0	
	都市建設局	909	402	537	2	1	8	0	11	950	8	0	
	都市政策研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	中央区役所	33	29	3	0	0	1	1	2	34	0	0	
	東区役所	35	35	0	0	0	0	0	0	35	0	0	
	西区役所	36	35	0	0	0	0	0	0	35	1	0	
	南区役所	48	45	4	1	0	5	0	6	55	0	0	
	北区役所	44	43	1	0	0	0	0	0	44	0	0	
	会計総室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	1,464	793	670	11	1	58	3	73	1,536	21	0	
教育委員会	74	59	13	3	2	6	0	11	83	4	0		
選挙管理委員会	4	2	1	0	0	2	0	2	5	0	0		
人事委員会	4	1	2	0	0	2	0	2	5	0	0		
監査委員	2	0	1	0	0	2	0	2	3	0	0		
農業委員会	2	1	0	0	0	2	0	2	3	0	0		
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
管営業者	交通局	14	12	2	0	0	1	0	1	15	0	0	
	上下水道局	241	187	55	2	0	2	0	4	246	0	1	
	病院局	6	2	3	0	0	0	0	0	5	1	0	
消防長	消防局	9	3	3	0	0	0	0	6	3	0		
議会	3	0	1	0	0	2	0	2	3	0	0		
合計	1,823	1,060	751	16	3	77	3	99	1,910	29	1		

3 不開示理由の適用状況

熊本市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当し、不開示（部分開示を含む。）となった事例の理由別内訳は、次のとおりです。

<不開示理由別内訳>

不開示理由（条例第7条）	4年度
	件数（件）
第1号 法令秘情報	3
第2号 個人に関する情報	576
第3号 法人等に関する情報	364
第4号 公共の安全等に関する情報	6
第5号 審議、検討等に関する情報	14
第6号 事務事業に関する情報	24
第7号 国等に関する情報	4
その他（条例の適用除外など）	0
合 計	991

4 審査請求の処理状況

審査請求の処理状況は、次のとおりです。

（単位：件）

年度	審査請求件数	処理状況				
		諮問	答申	審議中	裁決	取下げ
令和2年度	4	1	2	0	3	0
令和3年度	10	5	5	3	2	0
令和4年度	8	1	0	0	0	0

〔備考〕

この表は、各年度においてなされた審査請求の件数及び当該審査請求の処理状況（令和5年4月1日現在）を示したものである。

なお、審査請求件数と処理状況の件数が一致しないのは、審査請求の審議を併合して行ったり、1件の審査請求が複数の事案に対する審査請求の場合、それぞれについて決定したため。

5 答申一覧

令和4年度の答申は、次のとおりです。

答申番号	答申日	件名	実施機関 (所管課)
令和4年度 答申第6号	R4.9.2	熊本市西区まちづくり懇話会公募委員選考等 についての「応募原稿・何故応募したのかの原 稿等」に係る文書等開示請求拒否決定(不開示)	熊本市長 (西区役所区民部 総務企画課)
令和4年度 答申第8号	R4.12.2	2018年8月6日から2019年11月27日まで における特定の事業所の騒音等に関する相談記 録その他関連する全ての文書等の文書等開示 請求拒否決定(存否不回答)	熊本市長 (環境局環境推進部 環境政策課)
令和4年度 答申第9号	R5.3.3	熊本駅南線新設工事に関して作成された、熊本 市公共事業環境配慮指針に基づく環境保全局と 関係部署との協議に係る議事録資料並びに事業 実施報告書に関する文書等開示請求拒否決定 (不存在)	熊本市長 (環境局環境推進部 環境政策課)
令和4年度 答申第10号	R5.3.3	熊本駅南線新設工事に関して作成された、熊本 市公共事業環境配慮指針に基づく環境保全局と 関係部署との協議に係る議事録資料並びに事業 実施報告書に関する文書等開示請求拒否決定 (不存在)	熊本市長 (都市建設局 都市政策部 交通政策課)
令和4年度 答申第11号	R5.3.3	熊本駅南線新設工事に関して作成された、熊本 市公共事業環境配慮指針に基づく環境保全局と 関係部署との協議に係る議事録資料並びに事業 実施報告書に関する文書等開示請求拒否決定 (不存在)	熊本市長 (都市建設局 都市政策部 市街地整備課)
令和4年度 答申第12号	R5.3.3	熊本駅南線新設工事に関して作成された、熊本 市公共事業環境配慮指針に基づく環境保全局と 関係部署との協議に係る議事録資料並びに事業 実施報告書に関する文書等開示請求拒否決定 (不存在)	熊本市長 (都市建設局 都市政策部 都市政策課)

Ⅲ 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義

熊本市では、昭和61年1月に「熊本市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」を制定し、電子計算組織により処理される個人情報の保護を図ってきました。しかし、市民のプライバシーに関する認識の高まりや高度情報化社会の急速な進展に伴い、「手作業処理される個人情報」や「民間業者が保有する個人情報」についても、保護措置を講ずることが求められるようになってきました。このため、平成11年11月に熊本市個人情報保護制度検討委員会が設置され、平成12年11月の答申を経て、平成13年9月21日に「熊本市個人情報保護条例」を公布、平成14年4月1日から施行されました。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報の本人に開示、訂正などを求める権利を保障しているものです。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会です。

(2) 個人情報を適正に取り扱うルール

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成25年法律第27号）以下「番号法」といいます。）の施行に伴い、個人番号を含む特定個人情報に係る取り扱いを保護するため、平成27年10月に熊本市個人情報保護条例を改正しました。

ア 収集の制限

- (ア) 個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、必要な範囲内で収集する。
- (イ) 適法かつ公正な手段で収集する。
- (ウ) 原則として本人から収集する。
- (エ) 思想、信条等に関する個人情報は、原則として収集しない。

イ 利用及び提供の制限

- (ア) 目的外利用の制限
- (イ) 外部提供の制限

ウ 特定個人情報の利用の制限

- (ア) 特定個人情報を取り扱う事務の範囲を超えた利用の制限
- (イ) 番号法に規定されたもの以外への提供の制限

エ 電子計算機結合による提供の制限

(ア) 通信回線の結合による提供の制限（相手方が随時入手できる状態にするものに限定して制限）

オ 適正管理

(ア) 正確、最新の状態を確保

(イ) 漏えい、滅失、改ざん等の防止と責任体制の明確化

(ウ) 不必要なものの廃棄、消去

(3) 開示や訂正などを求める権利

ア 開示請求

自己情報の開示請求権の保障

イ 訂正請求

自己情報の訂正請求権の保障

ウ 是正の申出

個人情報の取扱い（収集、利用及び提供）の違反に対する利用停止請求権の保障

※ 利用停止請求（平成16年4月1日から条例改正・施行）

個人情報の取扱い（収集、利用及び提供）の違反に対する利用停止請求権の保障

エ 苦情の処理

実施機関の個人情報の取扱いに関する苦情の処理

オ 苦情相談の処理

事業者の個人情報の取扱いに関する苦情相談の処理

(4) 請求の方法並びに請求に対する決定及び通知

請求の方法並びに請求に対する決定及び通知については、次のとおりです。

ア 自己に関する個人情報の開示、訂正等の請求をしようとする者は、必要事項を記載した請求書を情報公開窓口へ提出しなければなりません。

個人番号を含む特定個人情報の開示請求については、本人のほか、法定代理人及び任意代理人による請求ができます。

イ 実施機関は、請求書の提出があった日の翌日から起算して、開示請求は14日以内（平成28年1月1日以降の請求にあつては、熊本市の休日を除いた14日以内）に、訂正請求及び利用停止請求は30日以内に諾否の決定をし、開示請求者に対して書面で通知します。

ただし、やむを得ない理由により、14日以内（訂正請求及び利用停止請求は30日以内）に決定をすることができない場合は、請求書の提出があった日の翌日から起算して45日（訂正請求及び利用停止請求は60日）を限度として延長することができます。

この場合、延長する期限及び理由を文書で請求者に通知します。

(5) 罰則

国において職員や受託事務従事者等に対して罰則規定を設けられたことに伴い、本市においても次のような罰則規定を設け、平成16年4月1日から施行しています。

ア 職員若しくは委託を受けた者又は指定管理者の行う事務に従事している者（職員・受託者・指定管理者であった者も含む。）が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された、行政文書に記録された個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の行政文書に記録された個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を外部提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

イ 職員若しくは委託を受けた者又は指定管理者の行う事務に従事している者（職員・受託者・指定管理者であった者も含む）が、個人情報をその業務に関して知り得た行政文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で外部提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

ウ 職員が職権を濫用して専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に係る個人情報を収集した場合は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

エ 不正な手段により個人情報の開示請求をした場合5万円以下の過料

(6) 費用負担

文書等の閲覧に係る手数料は無料ですが、文書等の写しの作成及び送付に必要な費用は、請求者の負担となります。

(7) 不服申立て

請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。

実施機関は、審査請求があった場合、学識経験者などの第三者で構成する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

IV 個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求件数及びその処理状況

平成14年度から令和4年度の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

	開示請求件数	処 理 状 況						
		開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	取下げ	却下
14年度	17	4	0	1	12	0	1	0
15年度	51	20	10	0	18	0	3	0
16年度	52	28	10	0	17	0	0	0
17年度	94	40	14	2	33	0	4	2
18年度	66	34	10	1	21	0	0	1
19年度	79	45	9	0	27	0	0	0
20年度	86	44	29	0	13	0	0	0
21年度	75	35	19	1	22	0	1	0
22年度	105	48	38	1	24	0	0	0
23年度	80	37	32	0	13	0	0	0
24年度	63	33	21	2	11	0	0	0
25年度	93	38	36	5	27	0	0	0
26年度	94	52	30	3	14	1	2	0
27年度	100	57	31	2	25	0	0	0
28年度	85	45	24	3	22	0	0	0
29年度	107	64	38	4	23	1	0	0
30年度	133	70	48	1	28	0	5	0
1年度	101	52	45	4	18	0	1	0
2年度	146	60	62	8	35	1	3	2
3年度	154	121	30	9	31	1	1	0
4年度	176	111	43	5	59	4	0	0

[備考]

- 1 1件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- 2 一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
- 3 存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

2 実施機関別の処理状況

令和4年度の実施機関別の処理状況は次のとおりです。令和4年度における実施機関別請求件数は、市長事務部局が90件で最も多く、うち健康福祉局が38件、次いで文化市民局が16件となっています。

令和3年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況

(単位：件)

実施機関	開示請求件数	処 理 状 況								
		開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	合計	取下げ	却下	
市長	政策局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総務局	2	1	1	0	2	0	4	0	0
	財政局	2	0	2	0	0	0	2	0	0
	文化市民局	16	7	6	0	9	0	22	0	0
	健康福祉局	38	28	8	3	16	1	56	0	0
	環境局	3	2	0	0	1	0	3	0	0
	経済観光局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農水局	1	1	0	0	0	0	1	0	0
	都市建設局	2	1	2	0	0	0	3	0	0
	都市政策研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中央区役所	10	1	3	1	5	1	11	0	0
	東区役所	4	1	2	0	1	0	4	0	0
	西区役所	7	0	5	0	2	2	9	0	0
	南区役所	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	北区役所	4	2	2	0	0	0	4	0	0
	会計総室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	90	44	32	4	36	4	120	0	0
教育委員会	3	0	3	1	0	0	4	0	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公営企業管理者	交通局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上下水道局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院局	72	64	1	0	22	0	87	0	0
消防長	消防局	11	3	7	0	1	0	11	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	176	111	43	5	59	4	222	0	0	

3 不開示理由の適用状況

熊本市個人情報保護条例第15条各号のいずれかに該当し、不開示（部分開示を含む。）となった事例の理由別内訳は、次のとおりです。

＜不開示理由別内訳＞

不開示理由（条例第15条）	4年度
	件数（件）
第1号 法令秘情報	3
第2号 評価・診断情報	17
第3号 行政運営情報	8
第4号 公共の安全及び秩序の維持情報	3
第5号 国等協力関係情報	2
第6号 開示請求者以外の個人又は法人等に関する情報	38
第7号 未成年者情報	1
合 計	72

4 審査請求の処理状況

審査請求の処理状況は、次のとおりです。

（単位：件）

年度	審査請求件数	処理状況				
		諮問	答申	審議中	裁決	取下げ
令和2年度	7	5	5	0	5	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0
令和4年度	2	1	0	0	0	1

〔備考〕

この表は、各年度においてなされた審査請求の件数及び当該審査請求の処理状況（令和5年4月1日現在）を示したものである。

なお、審査請求件数と処理状況の件数が一致しないのは、審査請求の審議を併合して行ったり、1件の審査請求が複数の事案に対する審査請求の場合、それぞれについて決定したため。

5 答申一覧

令和4年度の答申は、次のとおりです。

答申番号	答申日	件名	実施機関 (所管課)
令和4年度 答申第1号	R4.6.3	被相続人の件についてどれだけの人が情報共有しているのかが分かる文書の個人情報一部開示決定	熊本市長 (中央区役所保健福祉部福祉課)
令和4年度 答申第2号	R4.6.3	死亡時の家族への連絡対応及び死亡した者に関するマニュアルの個人情報不存決定	熊本市長 (中央区役所保健福祉部福祉課)
令和4年度 答申第3号	R4.6.3	被相続人に関する相談記録等についての個人情報不存決定	熊本市長 (健康福祉局福祉部高齢福祉課)
令和4年度 答申第4号	R4.6.3	被相続人に関する相談支援記録についての個人情報非訂正決定	熊本市長 (中央区役所保健福祉部福祉課)
令和4年度 答申第5号	R4.9.2	予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検に係る意見	熊本市長 (健康福祉局保健衛生部感染症対策課)
令和4年度 答申第7号	R4.11.4	令和4年度中に、新たに14の熊本市立学校(小学校8、中学校6)に防犯カメラを設置し、運用を開始する予定であるため、これに伴う本人以外からの個人情報の収集について	熊本市教育委員会 (教育委員会事務局学校教育部健康教育課)

6 訂正請求の状況

令和4年度における自己に関する個人情報の訂正請求は、次のとおりです。

(単位：件)

訂正請求件数			処理状況		
			訂正	一部訂正	非訂正
4年度	訂正請求	2	0	1	2

[備考]

1件の訂正請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、訂正請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

7 利用停止請求の状況

令和4年度における個人情報の取扱いの違反に対する利用停止請求は、ありません。

V 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の概要

開示請求等に対する不開示等の処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

そこで、審査請求が行われたとき、実施機関は、審査請求を認容する場合等を除き、第三者機関である熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問を行い、その答申を尊重し当該審査請求に係る裁決を行わなければなりません。この審議会は、次の5人の有識者によって構成されます。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(任期：令和3年4月27日～令和5年4月26日)

役 職	氏 名	職 名 等
会 長	澤田 道夫	熊本県立大学総合管理学部長
会長職務代理者	河津 典和	弁護士
委 員	魚住 弘久	熊本大学大学院人文社会科学部（法学系）教授
委 員	岩橋 浩文	熊本学園大学経済学部准教授
委 員	北野 誠	弁護士

(令和5年4月1日現在)

2 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

令和4年度の情報公開・個人情報保護審議会への諮問は合計6件で、うち、情報公開制度に基づく諮問が4件、個人情報保護制度に基づく諮問が2件（特定個人情報に関する1件を含む）でした。

令和4年度の情報公開・個人情報保護審議会の開催は、合計12回で、開催状況は、次のとおりです。

年 月 日	主 な 審 議 事 項
令和4年4月8日	令和3年度諮問第4号及び第6号の審議
令和4年5月13日	令和3年度諮問第4号及び第6号の審議
令和4年6月3日	令和2年度諮問第6号及び第7号並びに令和3年度諮問第1号、第4号及び第8号の審議
令和4年7月1日	令和3年度諮問第6号及び第8号の審議
令和4年8月5日	令和3年度諮問第6号及び第8号の審議
令和4年9月2日	令和3年度諮問第6号及び第8号の審議
令和4年9月30日	令和3年度諮問第8号並びに令和4年度諮問第4号の審議
令和4年11月4日	令和3年度諮問第8号並びに令和4年度諮問第4号の審議
令和4年12月2日	令和3年度諮問第8号、第9号、第10号及び第16号並びに令和4年度諮問第6号の審議
令和5年1月6日	令和3年度諮問第9号、第10号及び第16号並びに令和4年度諮問第6号の審議
令和5年2月3日	令和3年度諮問第9号、第10号及び第16号並びに令和4年度諮問第6号の審議
令和5年3月3日	令和3年度諮問第9号、第10号、第11号及び第16号並びに令和4年度諮問第6号の審議

[資 料]

情 個 審 答 申 第 1 号
令和4年（2022年）6月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年（2021年）3月30日付け、中総企発第483号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

被相続人の件についてどれだけの人が情報共有しているのかが分かる文書の個人情報一部開示決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った個人情報一部開示決定については妥当である。しかしながら、その理由の提示は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号。以下「条例」という。）第18条第4項に違反するものであることから、決定を取り消し、実施機関において改めてその理由を具体的かつ明確に提示した上で個人情報一部開示決定をすべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和2年（2020年）4月10日、審査請求人が条例に基づき、被相続人の件についてどれだけの人が情報共有しているのかが分かる文書等の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたことに対し、同年5月19日、実施機関は、個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 同年11月2日、審査請求人は、本件開示請求のうち「被相続人の件についてどれだけの人が情報共有しているのか」についての個人情報一部開示決定を不服として、本件処分の取消しを求めて審査請求書を実施機関に提出した。
- 3 なお、死者に関する個人情報について、死者である被相続人から相続した財産に関する情報として相続人から請求があった場合や、請求者自身が保有する情報であると考えられる情報又は社会通念上請求者自身が保有する情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報の請求があった場合は、相続人等から条例第13条第1項に規定する自己に関する個人情報として開示請求することが認められている。今回、被相続人は本件開示請求時点では死亡しているため、相続人である審査請求人が自己の個人情報として請求を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、令和2年（2020年）11月2日付け審査請求書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 一部開示決定された相談支援記録では、虐待ケースコア会議の出席者が黒塗りとなっているため、被相続人の件にどれだけの人が情報を共有しているのかが不明瞭である。

- (2) 一部開示決定した理由は、「被相続人の件についてどれだけの人が情報共有しているのか」に係る文書については、当てはまらない。
- (3) 審査請求人はどれだけの人数が情報共有しているのかを尋ねているのに、「当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められる」ことを理由としているが、「数・どれだけの人が」との審査請求人の問いは事務の適正な執行には支障がないので取消しを求める。

2 実施機関の主張

実施機関が、令和2年(2020年)12月4日付け弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求は「被相続人の件についてどれだけの人々が情報を知っているのか」との内容であり、具体的な人数を尋ねているものではないと判断した。
- (2) 人数を示した文書は存在しないが、情報共有者が記載された文書として、被相続人の状況を記録した相談支援記録を開示した。
- (3) 相談支援記録には、熊本市職員以外の関係者についても記録されており、開示することによって、当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると判断したため、条例第15条第2号に基づき個人情報一部開示決定をしたものである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている自己に関する個人情報

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている個人情報は、「被相続人の件についてどれだけの人が情報を共有しているかが分かる文書」として一部開示された、被相続人に関して行われた虐待ケースコア会議についての相談支援記録(以下「本件自己情報」という。)である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件自己情報について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。なお、本件自己情報の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討した。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 条例第15条第2号該当性

審査請求人及び実施機関の主張を踏まえ、本件自己情報が条例第15条第2号に該当するとして一部不開示とした判断の妥当性について以下検討する。

条例第15条第2号は、個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等を伴う事務に関する個人情報であって、開示をすることにより当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるものについて、開示しないことができることを定めたものである。

本件自己情報は、被相続人の状態や相談事項、被相続人に対する実施機関の支援内容や方針等が記載されている相談支援記録の一部であり、個人の評価等を伴う事務に関する個人情報に当たるといえる。そこで、本件自己情報を開示することにより当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるかどうかを検討する。

まず、虐待ケースコア会議がどのような会議なのか実施機関に確認したところ、これは熊本市職員のほか専門的な知見を持つ関係機関の職員で構成されており、対象者の虐待の有無・緊急性の判断とそれに伴う方針を決定する内部的な会議であるとのことであった。そして、本件処分では、当該会議の出席者として熊本市職員の氏名は開示されているものの、関係機関の職員の氏名は不開示とされている。

そこで、本件自己情報を開示した場合に当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるかどうかを考えるが、当該会議の性質上、当該会議での決定事項は、対象者の関係者である親族等の意向に沿わないものが少なからずあると想定され、決定事項に対する不満が熊本市のみに留まらず会議出席者の関係機関の職員にまで及ぶ可能性があると考えられる。そのため、関係機関の職員の氏名が当然に開示されるとなれば、当該会議出席者が萎縮してしまい、専門的知見に基づく率直な意見表明がされなくなるおそれがあると考えられる。

したがって、本件自己情報を開示することは、当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるものと認められる。

なお、審査請求人は情報共有している人数を聞いているだけなので不開示事由に当たると主張する。確かに会議への参加人数が記載されているのであれば、その部分については開示することも考えられるが、本件自己情報には会議への参加人数の記載はなく、実際に会議に出席した者の氏名が記載されているため、やはり支障があるものといえる。

よって、本件自己情報が条例第15条第2号に該当すると判断した点は妥当である。

4 理由付記の妥当性

審査請求人において理由付記の記載内容は、本件自己情報の一部不開示決定については当てはまらなないと主張しているため、本件処分に係る理由付記の妥当性について以下検討する。

(1) 理由付記に関する定め

条例第18条第4項前段は、「実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、前項に規定する書面にその理由を付記しなければならない。」と規定している。

その規定の趣旨は、実施機関の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせて不服の申立てに便宜を与える点にある。

そのため、要求される理由付記の程度は、単に不開示の根拠規定を示すだけでは足りず、条例第15条各号に記載される不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに開示請求者が了知しうる程度のものでなければならない（最高裁平成4年（行ツ）第48号同年12月10日）。

(2) 条例第18条第4項該当性

第4の3で述べたとおり、本件処分は条例第15条第2号に該当するため本件自己情報に対する不開示決定自体は妥当であったものの、本件処分の理由付記には「熊本市個人情報保護条例第15条第2号に該当」、「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談に関する個人情報であって、当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあると認められるため」とその根拠規定を示すだけである。そのため、開示請求に係る情報について、その不開示情報がどのような性質の情報であり、どのような支障が生ずるおそれがあるのかなど、具体的かつ明確な理由の提示がなされたとは認められない。

以上のことから、本件処分は、開示請求者である審査請求人にとっては、どのような理由によって請求拒否の決定がなされたのかを了知できず、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を行うに当たって具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、条例第18条第4項の要求する理由の提示の要件を欠くと言わざるを得ない。

したがって、本件処分は、条例第18条第4項に違反するものであり、取り消されるべきである。

5 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和3年(2021年) 3月31日	熊本市長から諮問を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和3年(2021年) 6月11日	諮問の審議を行った。
令和3年(2021年) 7月2日	諮問の審議を行った。
令和3年(2021年) 8月6日	諮問の審議を行った。
令和3年(2021年) 9月3日	諮問の審議を行った。
令和3年(2021年) 10月1日	諮問の審議を行った。
令和3年(2021年) 11月12日	諮問の審議を行った。
令和3年(2021年) 12月3日	答申案の審議を行った。
令和4年(2022年) 1月7日	答申案の審議を行った。
令和4年(2022年) 2月4日	答申案の審議を行った。
令和4年(2022年) 3月4日	答申案の審議を行った。
令和4年(2022年) 6月3日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 2 号
令和4年（2022年）6月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年（2021年）3月30日付け、中総企発第485号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

死亡時の家族への連絡対応及び死亡した者に関するマニュアルの個人情報不存在決定に対する審査請求について

別 紙

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った個人情報不存在決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和2年（2020年）4月10日、審査請求人が熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号。以下「条例」という。）に基づき、死亡時の家族への連絡対応及び死亡した者に関するマニュアル等の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたことに対し、同年5月19日、実施機関は、個人情報不存在決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 同年11月2日、審査請求人は、本件開示請求のうち「死亡時の家族への連絡対応」についての個人情報不存在決定を不服として、本件処分の取消しを求めて審査請求書を実施機関に提出した（以下「審査請求Ⅰ」という。）。また同月30日、審査請求人は、本件開示請求のうち「死亡した者に関するマニュアル」についての個人情報不存在決定を不服として本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した（以下「審査請求Ⅱ」という。）。
- 3 審査庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第39条の規定により令和3年（2021年）3月3日、審査請求Ⅰ及び審査請求Ⅱに係る審理手続を併合している。
- 4 なお、死者に関する個人情報について、死者である被相続人から相続した財産に関する情報として相続人から請求があった場合や、請求者自身が保有する情報であると考えられる情報又は社会通念上請求者自身が保有する情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報の請求があった場合は、相続人等から条例第13条第1項に規定する自己に関する個人情報として開示請求することが認められている。今回、被相続人は本件開示請求時点では死亡しているため、相続人である審査請求人が自己の個人情報として請求を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、主張した内容はおおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求Ⅰ及び令和3年（2021年）1月15日付け反論書で主張した内容

本件処分と同時に個人情報一部開示決定された相談支援記録において、令和元年（2019年）9月12日に、実施機関が審査請求人に対し被相続人の緊急時等に審査請求人へ連絡すべきことがあれば連絡すると伝えた旨記載がある。また、令和2年（2020年）1月19日に、実施機関が公務用の携帯電話がないため非通知設定で審査請求人に架電した旨記載があり、実際に審査請求人の携帯電話の着信履歴にも非通知で電話連絡があっている。

これらのことから、実施機関は被相続人の死亡後、審査請求人への連絡対応を実際に行っており、開示請求に係る個人情報が不存在決定となるのは事実と反するので処分の取消しを求める。

(2) 審査請求Ⅱ及び令和3年（2021年）2月3日付け反論書で主張した内容

本件処分と同時に個人情報一部開示決定された相談支援記録において、令和2年1月20日に、緊急時連絡について実施機関は組織的判断で措置を行っている旨記載がある。組織判断で措置を行うためのマニュアルは存在するはずである。

また、実施機関は病院に被相続人を入院させており、保健師も担当者についていることから、もしも死去したらどうするのかの対策、方針、対応を示したマニュアルが存在するはずである。

2 実施機関の主張

実施機関が主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求Ⅰに対して令和2年（2020年）12月4日付け弁明書で主張した内容

令和2年（2020年）4月10日の本件開示請求では、「死亡時への家族への連絡対応はどんな対応をするのですか。」との内容であり、連絡対応を示したマニュアルについて尋ねていると判断した。対象者死亡時における親族等への連絡対応については、対象者が置かれている状況等が個々によって異なることから、あらかじめ一概に定めておくことはない。したがって、審査請求人に連絡を行ったことは事実だが、連絡対応を示したマニュアルは存在しない。

(2) 審査請求Ⅱに対して令和2年（2020年）12月28日付け弁明書で主張した内容

対象者死亡時における親族等への連絡対応については、対象者が置かれている状況等が個々によって異なることから、あらかじめ一概に定めておくことはない。したがって、審査請求人に連絡を行ったことは事実だが、連絡対応を示したマニュアルは存在しない。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている自己に関する個人情報

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている個人情報は、死亡時の家族への連絡対応及び死亡した者に関するマニュアル（以下「本件自己情報」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件自己情報について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件自己情報の存否について

審査請求人は、実施機関が所掌する事務に係る複数の項目について本件開示請求を行い、それに対して実施機関は個人情報不存決定とする本件処分だけでなく、個人情報が存在したものについては個人情報一部開示決定を行っているものである。そのうち、本件処分に係る二項目について、不存であることを不服として審査請求をしているものである。

審査請求Ⅰについては、審査請求人は、個人情報一部開示決定がされた相談支援記録において、緊急時等に連絡すべきことがあれば審査請求人へ連絡する旨等が記載されているため、そもそも不存決定とした本件処分は事実と反すると主張する。一方、実施機関においては本件開示請求に「死亡時への家族への連絡対応はどんな対応をするのですか。」と記載されている文言から、日頃の相談内容等を記録する相談支援記録とは別に、実施機関が所掌する事務に係る対象者（以下「対象者」という。）の死亡時の連絡対応を記したマニュアルについて請求があったものと判断し、本件処分を行っている。

そもそも、審査請求人と実施機関の本件開示請求の対象となる行政文書の認識が異なっているものの、実施機関が主張するとおり、当該事業の性質上、死亡時に誰にどのような手段で連絡するのかは個々のケースで異なり、事前に決めておくことは困難と思われるため、連絡対応のマニュアルはないとする実施機関の主張には、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情もない。また、審査請求人が主張する相談支援記録に死亡時の家族への連絡対応の記載があるとのことについては、これは中央区福祉課と審査請求人との会話の中での発言内容を記録したものであり、死亡時の連絡対応の方法を示した記録とまでは言えず、実施機関が相談支援記録以外の行政文書を対象としたことについて違法又は不当であったとまでは言えないと考える。

審査請求Ⅱについても同様に、当該事業の性質上、対象者の死亡時の対応方法等を事前に決めておくことは困難と思われるため、死亡した者に関するマニュアルを作成していないとする実施機関の主張には、不合理な点は認められず、他にその存在を認める

に足りる事情もない。

よって、本件自己情報が存在しているとは認められない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 付言

本件審査請求については、開示請求時点から審査請求人が求める個人情報と実施機関が開示対象とした個人情報とで、対象とすべきものの認識に違いがあったものと見受けられる。実施機関は開示請求書に記載された文言のみで開示対象を判断したということであるが、求められる個人情報が明確である場合を除き、開示請求者へ十分な聞き取りを行うなど、認識に違いが出ないように努めることが望まれる。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和3年(2021年) 3月31日	熊本市長から諮問を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和3年(2021年) 6月11日	諮問の審議を行った。
令和3年(2021年) 7月2日	諮問の審議を行った。
令和3年(2021年) 8月6日	諮問の審議を行った。
令和3年(2021年) 9月3日	諮問の審議を行った。
令和3年(2021年) 10月1日	答申案の審議を行った。
令和3年(2021年) 11月12日	答申案の審議を行った。
令和3年(2021年) 12月3日	答申案の審議を行った。
令和4年(2022年) 1月7日	答申案の審議を行った。
令和4年(2022年) 6月3日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 3 号
令和4年（2022年）6月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年（2021年）4月5日付け、健政発第15号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

被相続人に関する相談記録等についての個人情報不存在決定に対する審査請求について

別 紙

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った個人情報不存決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和2年（2020年）4月10日、審査請求人が熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号。以下「条例」という。）に基づき、被相続人に関する相談記録等についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたことに対し、同年5月20日、実施機関は、個人情報不存決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 同年10月30日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。
- 3 なお、死者に関する個人情報について、死者である被相続人から相続した財産に関する情報として相続人から請求があった場合や、請求者自身が保有する情報であると考えられる情報又は社会通念上請求者自身が保有する情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報の請求があった場合は、相続人等から条例第13条第1項に規定する自己に関する個人情報として開示請求することが認められている。今回、被相続人は本件開示請求時点では死亡しているため、相続人である審査請求人が自己の個人情報として請求を行った。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
審査請求人が、令和2年（2020年）10月30日付け審査請求書及び令和3年（2021年）1月15日付け反論書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。
中央区福祉課と高齢福祉課の両方の課に相談したにもかかわらず、中央区福祉課では相談記録が存在し、高齢福祉課では不存とするのは不合理である。
- 2 実施機関の主張
実施機関が、令和2年（2020年）12月4日付け弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。
(1) 中央区福祉課は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第9条に基づく措置、高齢福祉課は老人福祉法第32条に基づく成年後見制度に

係る審判の請求及びそれに関する説明、状況確認や書類作成業務といったそれぞれ異なる業務を取り扱っている。

- (2) 審査請求人は、被相続人に関する相談記録等について情報開示を求めているが、高齢福祉課は審査請求人及びその被相続人に対し、一般的な成年後見制度の説明や審判の請求に必要な手続や書類の説明を行ったものである。
- (3) 本件相談対応は中央区福祉課が実施しているため、中央区福祉課では個人情報一部開示決定となり、成年後見制度の説明等を行った高齢福祉課では個人情報不存決定となることに矛盾は生じない。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている自己に関する個人情報

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている個人情報は、被相続人に関する相談記録等について（以下「本件自己情報」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件自己情報について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件自己情報の存否について

実施機関に確認したところ、熊本市では、高齢者の虐待や養護者に対する支援に関する相談（以下「養護等の相談」という。）は中央区福祉課が担っており、老人福祉法第32条に基づく成年後見制度に係る審判の請求及びそれに関する説明、状況確認や書類作成業務は高齢福祉課が担っているとのことである。

本件に関して、高齢福祉課は当該部署のみ又は中央区福祉課と同席の上で、審査請求人及び被相続人に成年後見制度の説明を行っているとのことであるが、その内容は一般的な成年後見制度の説明や審判の請求に必要な手続等の説明を行ったにすぎず、その説明の際のやり取りを記した記録を特段作成していないとのことであった。

なお、高齢福祉課では養護等の相談を担当していないものの、養護等の相談を受けた際には、担当部署である各区福祉課に情報提供を行い、各区福祉課でその内容を記録に残すことはあるとのことである。本件においても、高齢福祉課のみで成年後見制度の説明を行った際に聞き取った養護等の相談は、担当課である中央区福祉課に情報提供を行い、中央区福祉課が作成している相談支援記録にその情報提供された内容の記載がされており、高齢福祉課では記録を残していないとのことであった。

これらのことから、高齢福祉課において本件自己情報が存在しないとする実施機関の

主張には、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情もない。
よって、本件自己情報が存在しているとは認められない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和3年(2021年) 4月9日	熊本市長から諮問を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和3年(2021年) 6月11日	諮問の審議を行った。
令和3年(2021年) 7月2日	諮問の審議を行った。
令和3年(2021年) 8月6日	諮問の審議を行った。
令和3年(2021年) 9月3日	諮問の審議を行った。
令和3年(2021年) 10月1日	答申案の審議を行った。
令和3年(2021年) 11月12日	答申案の審議を行った。
令和3年(2021年) 12月3日	答申案の審議を行った。
令和4年(2022年) 6月3日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 4 号
令和4年（2022年）6月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第28条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年（2021年）8月5日付け、中総企第244号により諮問を受けました下記の
審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

被相続人に関する相談支援記録についての個人情報非訂正決定に対する審査請求につい
て

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った個人情報非訂正決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和2年（2020年）11月2日、審査請求人が熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号。以下「条例」という。）に基づき、被相続人の相談支援記録の訂正請求（当該相談支援記録の不明瞭箇所を正確に記載することを求めるもの。以下「本件訂正請求①」という。）を行った。また、同月9日にも、本件訂正請求①とは異なる理由による、被相続人の相談支援記録の訂正請求（当該相談支援記録への記録の追加及び記載された記録の変更を求めるもの。以下「本件訂正請求②」という。）を行った。
- 2 これに対して、実施機関は、本件訂正請求①については、同年12月2日に個人情報非訂正決定（以下「本件処分①」という。）を行い、本件訂正請求②については、同月8日に個人情報非訂正決定（以下「本件処分②」という。）を行った。
- 3 令和3年（2021年）3月10日、審査請求人は、本件処分②を不服として、その取消しを求める審査請求書を実施機関に提出した（以下「審査請求Ⅰ」という。）。
また、同月11日、審査請求人は、本件処分①を不服として、その取消しを求める審査請求書を実施機関に提出した（以下「審査請求Ⅱ」という。）。
さらに、同日、審査請求人は、審査請求Ⅱとは異なる理由によって本件処分①の取消しを求める審査請求書を実施機関に提出した（以下「審査請求Ⅲ」という。）。
- 4 審査庁は、同年8月5日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第39条の規定により審査請求Ⅰ、審査請求Ⅱ及び審査請求Ⅲに係る審理手続を併合した。
- 5 なお、死者に関する個人情報について、死者である被相続人から相続した財産に関する情報として相続人から請求があった場合や、請求者自身が保有する情報であると考えられる情報又は社会通念上請求者自身が保有する情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報の請求があった場合は、相続人等から条例第21条第1項に規定する自己に関する個人情報として訂正請求することが認められている。
今回、審査請求人は、自己に関する個人情報の訂正請求に加えて、相続人として被相続人に関する個人情報を自己に関する個人情報として訂正請求を行ったものと考えら

れる。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が主張した内容はおおむね次のとおりである。

(1) 審査請求Ⅰで主張した内容

審査請求人と中央区役所福祉課職員が被相続人の衣類に関して交わした会話の内容が相談支援記録に記録されていないため訂正請求を行ったところ、非訂正決定とされた。現に被相続人の衣類を含めた数多くの荷物が紛失しており、当該会話の内容を記載していれば、実施機関において荷物の紛失が把握できていたはずである。

(2) 審査請求Ⅱで主張した内容

被相続人が亡くなったときの相談支援記録の「対応者」欄に職員2名の記載はあるものの、中央区役所福祉課長も病院に駆けつけたと聞いている。実際に病院に駆けつけた市の職員名がどこにも記載がないため、病院とのやりとりや審査請求人とのやりとりについて誰がどのように行ったのか不明瞭である。さらに、同記録中に「守衛室」と記載があるがどこの守衛室か記載がないため分かりづらい。

また、上記相談支援記録部分については、審査請求人が他の審査請求を行っており、同記録に正しく職員の氏名等の事実が記入されていなければ、その適正な審査を行うことはできない。

(3) 審査請求Ⅲで主張した内容

「エンゼルケア」という言葉は人が亡くなった当日に使用される言葉であり、実施機関が被相続人の亡くなった翌日の遺体に対して使用していることは不適切である。

2 実施機関の主張

実施機関が主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求Ⅰに対して令和3年（2021年）4月23日付け弁明書で主張した内容

ア 審査請求人が主張している内容は、本件処分②とは異なる令和2年（2020年）11月30日に審査請求人が行った個人情報訂正請求分についてである。

イ 処分庁は、当該記録以外、審査請求人と中央区役所福祉課職員との会話を記録したものはなく、審査請求人が申し立てたことを証するものがない。

ウ 本件の相談支援記録については、組織内での情報共有を目的とした内部資料であり、記録される内容も、簡潔に要点をまとめているもので、一言一句記録するものではない。

エ 当該記録の内容については、明らかに事実と反するような記載箇所がないことから、個人情報の非訂正決定の処分を行うことが適当と判断したものである。

オ 以上のとおり、本件処分は適正に行われたものであるから、本件審査請求は棄却

されるべきである。

(2) 審査請求Ⅱに対して令和3年(2021年)4月23日付け弁明書で主張した内容

ア 本件の相談支援記録については、組織内での情報共有を目的とした内部資料であり、記録される内容も簡潔に要点をまとめているものである。

イ 中央区役所福祉課長が病院へ行った直接的な記述はないことは認めるが、同相談支援記録の他の記述から、中央区役所福祉課長も病院へ行ったと判断し、その内容で内部共有ができており、明らかに事実反するような記載ではないと判断したことから、個人情報の非訂正決定の処分を行うことが適当と判断したものである。

ウ 以上のとおり、本件処分は適正に行われたものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(3) 審査請求Ⅲに対して令和3年(2021年)4月23日付け弁明書で主張した内容

ア 本件の相談支援記録については、組織内での情報共有を目的とした内部資料であり、記録される内容も簡潔に要点をまとめているものである。

イ 当該用語については、死後全般にかかるケアとして認識して使用しており、その内容で組織内での情報共有を図れているものである。明らかに事実と反するような記載ではないと判断したことから、個人情報の非訂正決定の処分を行うことが適当と判断したものである。

ウ 以上のとおり、本件処分は適正に行われたものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が訂正を求めている自己に関する個人情報

審査請求人が実施機関に対し訂正を求めている個人情報は、相談支援記録に記載された自己及び被相続人に関する情報(以下「本件自己情報」という。)である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件自己情報について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、非訂正決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分①及び本件処分②の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分①及び本件処分②の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分①及び本件処分②の妥当性について

(1) 条例21条第1項に基づく訂正請求について

条例第21条第1項は、「自己に関する個人情報」について「事実」に「誤りがあ

る」と認めるときにおける訂正請求を認めている。

(2) 審査請求Ⅰについて

審査請求Ⅰにおいて、審査請求人は、本件処分②を取り消すべき理由として、中央区役所福祉課職員と審査請求人が被相続人の衣類に関して交わした会話の内容の記録がされるべきである旨を主張している。

しかし、審査請求人の当該主張は、単に、本件処分②の対象となった本件訂正請求②で述べられなかった新たな訂正事項を申し立てるものであり、本件処分②を取り消すべき理由とはならない。

よって、本件処分②を取り消して本件訂正請求②で主張された訂正をすべきと認めることはできない。

なお、審査請求人の本件訂正請求②の内容は、特定の日時にあった発言や出来事の追記及び変更を求めたものであるが、相談支援記録は組織内での情報共有のために作成されるものであり、それに必要な事項が記載されていれば十分といえるから、ある発言や出来事が記載されていないからといって、これをもって事実上「誤りがある」ものとは通常いえず、また、記載の変更についても、当該記載されている事項が事実誤認であり変更すべきものに該当するともいえない。したがって、仮に審査請求人の本件訂正請求②の内容を審議したとしても、事実上「誤りがある」として訂正すべきものとは認められない。

(3) 審査請求Ⅱについて

審査請求Ⅱにおいて審査請求人は、被相続人に係る令和2年(2020年)1月19日の相談支援記録の中に被相続人が亡くなった際に病院に駆けつけた職員の記載がないことや、同記録の中の「守衛室」の記載についてどこの守衛室なのか記載がないことを挙げて、記録が不明瞭であり、内容の追記をすることを求めている。

しかし、審査請求人が求めている訂正に係る情報は、当日の支援に関与した実施機関の職員情報や場所特定のための情報であって、いずれも訂正請求が行うことができる「自己に関する個人情報」には当たらないため、訂正すべきものとは認められない。

なお、審査請求Ⅱで申し立てている部分については、審査請求人が他の審査請求を申し立てており、正しく職員の氏名等の事実が記入されていなければ、その適正な審査を行うことはできないと主張するが、そのような事実は認められないため、当該主張については結論に影響を与えない。

(4) 審査請求Ⅲについて

審査請求Ⅲにおいて審査請求人は、被相続人の亡くなった翌日の遺体に対して「エンゼルケア」という表現を使用していることが不適切であり訂正すべきと主張しており、一方、実施機関は、死後全般に係るケアと認識して「エンゼルケア」という表現を使用していると主張する。

条例第21条第1項にいう「事実」とは、氏名、生年月日、住所、金額等の客観的

に判断できる事項をいうものであるが、審査請求人と処分庁の主張の相違は、実施した処置をどのように表現するかという呼称の問題に過ぎず、当該処置が行われたかどうか、あるいは実施された処置の内容が何であったのかといった客観的に判断できる事項が問題にされているわけではない。

したがって、審査請求Ⅲにおいて審査請求人が訂正すべきとする事項は、条例による訂正請求の対象となる「事実」には該当しないため、訂正すべきものとは認められない。

4 結論

以上のとおり、審査請求Ⅰ、審査請求Ⅱ及び審査請求Ⅲに係る訂正請求については、いずれも訂正すべきと認める理由がないため、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和3年(2021年) 8月5日	熊本市長から諮問を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和4年(2022年) 1月7日	諮問の審議を行った。
令和4年(2022年) 2月4日	諮問の審議を行った。
令和4年(2022年) 3月4日	答申案の審議を行った。
令和4年(2022年) 4月8日	答申案の審議を行った。
令和4年(2022年) 5月13日	答申案の審議を行った。
令和4年(2022年) 6月3日	答申案の審議を行った。

情個審答申第 5 号
令和4年（2022年）9月2日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書
の第三者点検に係る意見について（通知）

令和4年（2022年）7月6日付け感対発第380号で依頼のあった予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について、当審議会特定個人情報保護評価専門部会において審議した結果を踏まえ、下記のとおり意見を提出します。

記

業務の名称	予防接種に関する事務
担当部署	健康福祉局保健衛生部感染症対策課
審議会の意見	<p>特定個人情報ファイルを取り扱う予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書については、了承します。</p> <p>【附帯意見】</p> <p>評価書中「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」の「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」に記載の「委託事項5」については、国が委託の主体であり、市は国が委託先と契約することに同意したにとどまるものであるため、その旨を明記し、当該委託における責任の所在が明らかになるようにしてください。</p> <p>なお、国のワクチン接種記録システム（VRS）と市の予防接種管理システムにおいてデータが二重で管理されている項目については、漏洩リスクの軽減や業務の効率化を図る観点から、VRSからのデータ転送により予防接種管理システムのデータを更新できるようにするなどの仕組みを検討してください。</p>

情 個 審 答 申 第 6 号
令和4年（2022年）9月2日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年（2021年）11月15日付け、西福祉発第1179号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

熊本市西区まちづくり懇話会公募委員選考等についての「応募原稿・何故応募したのかの原稿等」に係る文書等開示請求拒否決定（不開示）に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否決定（不開示）は妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和3年（2021年）7月14日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、熊本市西区まちづくり懇話会（以下「懇話会」という。）の公募委員選考に係る「応募原稿・何故応募したのかの原稿等」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年8月3日、実施機関は、これに対する文書等開示請求拒否決定（不開示）（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年8月24日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、令和3年（2021年）8月24日付け審査請求書及び同年10月12日付け反論書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 応募原稿不開示の区政執行を取り消して開示公開し、西区まちづくり懇話会活性化の為の一助とすべきである。
応募者は西区発展の為の信念をもって応募しており、自己主張・目標等が少しでも西区のまちづくりの発展に寄与できればとの思いで公募委員応募原稿を訴えている筈である。それを一般に公開する事を拒否する応募原稿が存在するとは、同じ応募者の信条の一人として想像できない。
- (2) 同じまちづくり開発に携わった熊本駅周辺整備事務所は、18名の公募応募原稿を正々堂々と公開交付している。
- (3) 東京地裁の情報公開委員会の公募作文開示請求事件で、「公開が正当」との判決が決定している。
- (4) 過去に熊本駅周辺整備事務所への文書等開示請求に対し、応募原稿18名の開示交付が執行されているにも拘らず、今回は不開示とは、熊本市政に一貫性が欠落して

おり、市民に対する信頼の欠落であり、混乱を招き、市政運営に支障を来し、市民に対し冒涇を来している。

- (5) 文書等開示請求拒否決定通知書に「当該応募原稿等は、募集において公開することを前提としていない。」とあるが、応募者には何らの記述説明も無い。
- (6) 西区まちづくり懇話会応募者に応募原稿を個人情報を除き開示しても良いか等を書面等で丁寧な事務処理を遂行すべきである。
- (7) 熊本駅周辺整備事務所が18名もの公募委員応募原稿を公開して正当な利益を害されたり、公共の安全、行政事務事業の適正な遂行等に支障が及び、熊本市首長が告訴・損害賠償の実績があるのか。

2 実施機関の主張

実施機関が、令和3年(2021年)9月13日付け弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人より、熊本市西区まちづくり懇話会公募委員選考の際に応募者から提出のあった応募原稿等について開示請求がなされたが、熊本市情報公開条例第7条第2号及び第6号に該当するため本件処分を行ったもの。

ア 第7条第2号本文の理由

当該応募原稿等は、思想や信条、生活環境など個人に関する情報で構成されており、他の情報と照合することにより個人が識別されるため不開示。また、下記の通り同号のただし書きの除外事由には該当しない。

イ 第7条第2号ただし書アに該当しない理由

熊本市西区まちづくり懇話会公募委員選考に関する法令等（西区まちづくり懇話会の公募委員の選考に関する要綱）には応募原稿等が閲覧できるとの規定はないため。

ウ 第7条第2号ただし書イに該当しない理由

応募原稿等は公表することを目的としていない（ホームページ上で、公開は行わないことを周知している）。

エ 第7条第2号ただし書ウに該当しない理由

応募原稿等の内容は、応募者の社会的な関心に基づく意見、信条、理念等を記述したもので、各人の人格、思想、社会観等と密接に結びついたものであることが明らかであり、応募原稿等から作者が識別され得る部分を除外したとしても、同様というべきであるため。

オ 第7条第2号ただし書エに該当しない理由

応募原稿等は、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名に関する情報ではないため。

カ 第7条第2号ただし書きオに該当しない理由

応募原稿を開示することが、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護することに繋がるものではないため。

キ 第7条第6号の理由

当該応募原稿等は、募集において公開することを前提としていない。公開することで市への信頼を損ない、今後の市政運営に支障をきたすおそれがあるため不開示（選考以外の目的には使用しない。）。

- (2) 熊本駅周辺整備事務所への文書等開示請求（熊本駅周辺地域まちづくり推進協議会委員公募の応募原稿）があった当時は、当該原稿が明らかに開示情報に該当するかどうかの判断ができなかったため、熊本市情報公開条例第15条に規定する意見聴取を行ったうえで開示しているが、今回は同条例第7条第2号及び第6号の規定に明らかに該当すると判断したため、本件処分を行なったものである。そのため熊本駅周辺整備事務所の処分と本件処分は行った時期が違うものの、それぞれの時期において適正に市政を執行していると判断される。
- (3) 応募原稿はホームページ上で公開は行わないことを周知しているため、審査請求人の主張は妥当ではないと判断される。
- (4) 東京地裁の判決については、その後の判例である、東京高裁平成15年5月28日判決・平成14年（行コ）第265号文書非開示決定取消請求控訴事件にて、公募委員応募者の提出した小論文を全部非公開とした決定が適法とされており、審査請求人の主張は妥当ではないと判断される。
- (5) これらのことから、本件の文書等開示請求に対しては、文書等開示請求拒否決定を行うことが適当であったため、本件処分を行なったものである。
- (6) 以上のとおり、本件処分は適正に行われたものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

開示請求書及び審査請求書からすると、審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、公募委員選考に係る「応募原稿・何故応募したのかの原稿等」であるが、これは、懇話会の公募委員に応募した者が実施機関に提出した「西区まちづくり懇話会公募委員応募用紙」（以下「本件応募用紙」という。）及び作文「西区の魅力を生かしたまちづくり」（以下「本件作文」という。）の文書（以下合わせて「本件文書」という。）のことを指すと解される。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断し

たものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件文書の内容は、応募者の社会的な関心に基づく意見、信条、理念等を記述したもので、各人の人格、思想、社会観等と密接に結びついたものであることが明らかであり、公開を前提としていない本件文書が開示されるとなると、個人識別性のある部分を除いたとしても個人の利益が害されるおそれがあること、また、今後の市政運営に支障をきたすおそれもあることから、本件文書は条例第7条第2号及び第6号に明らかに該当すると判断し、条例第15条に基づく応募者本人への意見聴取手続を経ることなく、本件文書を不開示としている。

これに対し審査請求人は、個人の人格やその他個人の正当な利益を害するおそれ、今後の市政運営に支障をきたすおそれもないため、実施機関の主張には理由がなく、また、過去に公募委員の応募原稿を開示されても公募委員の選考事務に支障が生じなかったことや、裁判例の内容を根拠として条例第7条第2号及び第6号該当性を否定している。

よって、以下、実施機関及び審査請求人の主張を踏まえ、本件文書の条例第7条第2号及び第6号該当性、条例第15条並びに審査請求人が掲げた判決につき検討する。

(1) 条例第7条第2号該当性について

本件応募用紙には、応募理由の記載欄のほか、応募者の住所、氏名、年齢、性別及び電話番号が記載されている。また、本件作文は、応募者が本件応募用紙に添付して提出したものである。よって、本件文書はいずれも特定の個人が識別され得る個人に関する情報であり、条例第7条第2号本文に該当するため、同号ただし書に規定する例外に該当しない限り、開示されるものではない。

そこで、本件文書が条例第7条第2号ただし書に規定する例外に該当するかどうか、具体的には、本件文書が同号ウ（「氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報」）に該当するかどうかを検討する。

まず、本件文書のうち本件応募用紙の「応募理由」記載欄及び本件作文には、応募者の社会的な関心に基づく意見、信条、理念等が記載されており、これらの情報は、応募者個人の人格、思想、社会観と密接に結びついたものであるといえる。

また、実施機関は、本件懇話会の公募委員の募集に当たり、①募集ホームページにおいて、「応募書類は返却致しません。選考書類として取り扱い、公開や他の目的での使用は致しませんので、ご自身の考えを自由にお書きください」と記載して周知し

ていたこと、②募集ホームページに掲載していた「西区まちづくり懇話会の公募委員募集要項」の「I 公募内容」中の「8 応募方法」において、「※提出された作文については、返却や公開はしない。」と注記していたこと、③本件応募用紙の様式の欄外に「記載された個人情報管理を徹底し、委員選定以外には利用いたしません。」と注記していたことがそれぞれ認められる。このことから、応募者は、本件文書を、委員選定以外の目的には利用されず、公開されることもないという認識のもとで作成し、提出したものと推測される。このような状況下で本件文書を開示した場合には、応募者個人の思想・信条等に関する情報を社会に対して開示するか否か、開示するとしても社会のどの範囲に開示すべきかを応募者自らが決するという個人の人格や個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

以上のことから、本件文書は、条例第7条第2号ウに該当しない。

なお、審査請求人は、実施機関が過去に委員応募原稿の文書等開示請求に応じたことと整合がとれていないことを問題視しているが、実施機関は、従来から各種委員を公募しており、その際に応募者に対し選考資料として作文及び応募理由の提出を求めたことも相当数に上っているにもかかわらず、応募原稿を開示した例は平成16年のその一例を除き存在しない。また、本件では、実施機関は、応募者に対し、本件文書を委員選定以外の目的には利用せず公開もしないと事前に明確に説明しているのであるから、事情の異なる過去の開示例との整合性は問題とならない。

(2) 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、本件文書は、募集において公開することを前提としておらず、これを開示することで市への信頼を損ない、今後の市政運営に支障をきたすおそれがあるから、条例第7条第6号に基づき不開示となると主張し、審査請求人はこれに対して、実施機関が過去に委員応募原稿の文書等開示請求に応じた際、行政事務事業の適正な遂行等に支障が及んだ実績があるのかと疑問を呈している。

そこで、本件文書を開示することが条例第7条第6号に該当するかどうかについて検討するが、これについて前提となる本件文書の性質及び本件文書の取扱いに関する応募者の認識の状況は、(1)で述べたとおりである。

このような状況下で、応募者は本件文書が開示されることになるとは予想だにしないのが通常であり、むしろ開示されないことを前提と捉え、本件文書の内容も何ら制約されることなく、自由な発想のもとで記述されたものと考えられる。このため、本件文書が開示されると、開示されないことを前提と捉え本件文書を提出した応募者と市との間の信頼関係を損ねることは明らかである。

また、本件文書が開示されるとなると、本件文書に応募者個人の率直な意見や信条、理念を記載することを避け、文面が無難で一般的、画一的な表現となる可能性は否定できず、的確な人物評価が出来るとは言いがたい。さらに、筆跡や記載内容により自身が特定され、文面に含まれる思想信条等が公にされることを危惧し応募を躊躇する

者が出ることも、論文等を公にすることを常とする学識経験者等と比べて一般市民からの公募であることを考慮すると、十分に考えられることである。

したがって、本件文書を開示すると、本件審査請求に係る選考及び懇話会の運営のみならず、今後の同種の事務事業の目的が損なわれ、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、本件文書は、条例第7条第6号に該当する。

(3) 条例第15条について

本件において、実施機関は、本件文書が条例第7条第2号及び第6号に明らかに該当すると判断したため、条例第15条に規定する第三者への意見聴取を行っていない。これに対し、審査請求人は、応募者に本件文書を開示しても良いか等を書面等で聴くべきであったと主張する。

そこで、実施機関が本件文書の開示について条例第15条に規定する第三者への意見聴取を行わずに本件処分をしたことに問題がなかったか検討する。

条例第15条は、開示請求に係る文書等に第三者に関する情報が記録されている場合において実施機関が当該開示の決定等の判断を適切に行うためには、これを開示することで当該第三者の正当な権利利益を害することがないか調査しなければならないことがあることに鑑み、開示等の決定をするに際し、実施機関は当該第三者の意見を聴くことができるとするものである。これは、実施機関に当該第三者からの意見聴取を義務付けるものではないから、当該第三者の情報が不開示情報に明らかに該当するとき、又は明らかに該当しないときは、当該意見聴取を行う必要はない。

本件において、実施機関は、本件文書が条例第7条第2号及び第6号に明らかに該当すると判断したため第三者からの意見聴取をしなかったものであり、また、(1)及び(2)で述べたとおり、その該当性の判断も妥当なものといえる。

以上のことから、実施機関が条例第15条に規定する第三者への意見聴取を行わずに本件処分をしたことは、問題ない。

(4) 審査請求人が掲げた判決及び答申について

審査請求人は、本件文書を開示すべきと主張する根拠の1つとして、東京地裁平成14年9月27日判決・平成14年(行ウ)第119号(以下「地裁判決」という。)及び千葉市情報公開審査会答申第15号(以下「千葉市答申」という。)において、公募委員の応募の際に応募者から提出された小論文につき、個人が識別される部分や応募者の同意を得られない部分を除いたうえで開示すべきであるとの判断がなされていることを掲げている。

しかし、当該地裁判決は、その後、控訴審判決(東京高裁平成15年5月28日判決・平成14年(行コ)第265号)において取り消され、請求を棄却する判決が確定している。また、地裁判決、千葉市答申ともに、実施機関が応募者に対し委員選定以外の目的には利用せず公開もしないと事前に明確に説明している本件とは事情が

異なるものであるから、これらの事案と本件審査請求の事案とを同列に扱うことはできない。

よって、審査請求人が掲げた判決及び答申については、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和3年(2021年) 11月18日	熊本市長から諮問(令和3年(2021年)11月15日付け)を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和4年(2022年) 3月4日	諮問の審議を行った。
令和4年(2022年) 4月8日	諮問の審議を行った。
令和4年(2022年) 5月13日	答申案の審議を行った。
令和4年(2022年) 7月1日	答申案の審議を行った。
令和4年(2022年) 8月5日	答申案の審議を行った。
令和4年(2022年) 9月2日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 7 号
令和4年（2022年）11月4日

熊本市教育委員会 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第7条第2項第7号の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年（2022年）9月21日付け教健発第464号による諮問については、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

令和4年度中に、新たに14の熊本市立学校（小学校8、中学校6）に防犯カメラを設置し、運用を開始する予定であるため、これに伴う本人以外からの個人情報の収集について、熊本市個人情報保護条例第7条第2項第7号の規定に基づき審議会の意見を求めるものである。

2 審議会の意見

本件諮問に係る本人以外からの個人情報の収集については、適当であると認める。

なお、当該個人情報の収集に当たっては、次に掲げる措置をとること。

- (1) 教育委員会が策定している防犯カメラの運用基準（以下「運用基準」という。）について市立学校に周知するとともに、これを遵守した管理の徹底が図られるようにすること。
- (2) 防犯カメラの撮影範囲は、設置目的を達成するためのものに限り、近隣の家屋など目的以上のものが映り込まないように配慮すること。
- (3) 熊本市が既に市立学校に設置している防犯カメラで運用基準に含まれていないものがある場合は、運用基準の対象に含め適切に管理を行うこと。
- (4) 防犯カメラの増設又は撮影範囲の変更をする場合は、あらかじめ本審議会に設置状況等を報告すること。

〔附帯意見〕

熊本市以外の者が市立学校に設置している防犯カメラについては、運用基準を踏まえた適切な管理が図れるよう必要な措置を講じること。

情 個 審 答 申 第 8 号
令和4年（2022年）12月2日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年（2021年）11月26日付け、廃計発第236号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

2018年8月6日から2019年11月27日までにおける特定の事業所の騒音等に関する相談記録その他関連する全ての文書等の文書等開示請求拒否決定（存否不回答）に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否決定（存否不回答）については妥当である。しかしながら、その理由の提示は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）第11条第2項に違反するものであることから、同決定を取り消し、実施機関において改めてその理由を具体的かつ明確に提示した上で開示請求を請求拒否する決定をすべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和2年（2020年）4月8日、審査請求人は、条例に基づき、2018年8月6日から2019年11月27日までにおける特定の事業所（以下「本件事業所」という。）の騒音等に関する相談記録その他関連する全ての文書等の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年4月28日、実施機関は、これに対する文書等開示請求拒否決定（存否不回答）（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年5月13日、審査請求人は、本件処分の取消し及び文書等の開示を求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号ウ及びオの該当性について

(1) 審査請求人の主張

本件は、氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報であるから、条例第7条第2号ウ（氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報）に該当する。

また、本件は、開示を求める情報は、第二種低層住居専用地域における騒音問題に関するものであり、騒音問題は周辺住民の健康に大きく関わるものであるから、条例第7条第2号オ（人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報）にも該当する。

(2) 実施機関の主張

条例第7条第2号ウ及びオは、いずれも個人情報の開示に関する規定であり、本件のような法人情報について、その該当性は問題とならない。

2 条例第7条第3号アの該当性について

(1) 実施機関の主張

騒音については、熊本県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）により規制されているところ、県条例は、騒音についての改善勧告や改善命令を行ったとしても、これを公表する規定はない。他方で、県条例は、化学物質や廃棄物の適正管理等については、勧告に従わない者があるときは、その者の氏名等や勧告の内容を公表できると規定しており、明らかに扱いを異にしている。

このように、県条例が、騒音については改善命令を受けた者であっても公表する規定がないことからすれば、騒音について指導等を受けた者について公表することは、県条例の趣旨に反し、当該者の権利利益を害するものと考えられる。

また、本件文書等が仮に存在するとして、これを開示した場合には、騒音について指導を受けた者を実質的に公表するに等しい効果が生じることになるが、これは騒音についての規制条例を超えた制裁を科すにほかならず、当該法人の社会的評価や社会的信用等を害するおそれがあるものと考えられる。

したがって、本件文書等の開示は、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号ア（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの）に該当する。

(2) 審査請求人の主張

市民からの苦情により指導等が行われたことを公開されることにより、どのような不利益の事例を想定しているのかが見えない。仮に多少の不利益があったとしても、規制基準を順守しないことの代償の範囲を超えることはない。

県条例の趣旨は県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることであり、公表することが同条例の趣旨に反することはない。

また、市のホームページ上に無条件で掲載する等の行為ではなく、文書開示請求があった場合における請求者に対する公開が制裁に当たるとの考えには同調できない。

3 条例第7条第3号ただし書の該当性について

(1) 実施機関の主張

条例第7条第3号ただし書（当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活への侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるものは、不開示となる法人情報から除くとするもの）の該当性については、不開示とすることにより保護される利益

と、開示することにより保護される利益とを比較考量し、後者が優越すると認められることが必要であり、具体的には、公害、薬害、食品による危害等に係る情報で、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止し、発生している危害を排除し、若しくはその拡大を防止し、又は当該危害の発生を防止するために公開することが必要な場合である。

この点、本件文書等を不開示とすることにより保護される利益とは、指導等を受けた者の社会的評価や名誉等である。他方で、開示されることにより保護される利益は、審査請求人によれば、周辺住民の健康である。しかし、指導を受けた者の情報を開示することによって、どのように周辺住民の健康が保護されるのかについて、具体的に根拠付ける主張もないから、開示することにより保護される利益が不開示とすることにより保護される利益に優越するとは認められず、条例第7条第3号ただし書にも該当しない。

(2) 審査請求人の主張

本件は、規制基準を順守するという認識が法人にあるのなら起こり得ない問題であることから、法人側の保護される利益が優越と認められる要素はない。法人側が自らの事情により営業を止めることもなく2年近く問題が解決していない原因を明らかにする意味でも、情報開示は必要である。

住民の騒音等による健康被害は、指導を受ける法人側の行為がなければ発生しないものであり、指導等を受ける状況となった法人にとって、社会的評価や名誉等は守るべきものではなく回復すべきものである。

4 条例第9条の該当性（存否不回答の可否）について

(1) 実施機関の主張

本件開示請求に係る文書等とは、特定の法人等の騒音等に関する特定の期間の文書等であり、例えるならば、処分庁に対して騒音等の発生源である当該法人の事業所への苦情が寄せられたこと及び処分庁から当該事業所に対して指導等が行われたことを記録したものである。

そして、仮に本件文書等が存在するとして、これを開示した場合には、騒音について指導を受けた者を実質的に公表するに等しい効果が生じることになる。これは騒音についての規制条例を超えた制裁を科すにほかならず、当該法人の社会的評価や社会的信用等を害するおそれがある。

また、文書等開示請求書に特定の事業所の記載がされている以上、仮に本件文書等が存在するとして、文書中において当該事業所の情報を非開示にしたとしても、請求書の内容と照合することで特定の事業所であることが容易に認識できることから、条例第3条アの規定により保護される利益が、不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなる。

したがって、本件開示請求については、条例第9条（当該開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、第7条の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、その存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる）に該当するので、存否を明らかにせず拒否することができる。

審査請求人は、周辺住民等が騒音の測定等の事実を認識していることなどから、存否不回答は不自然であると主張しているが、条例に基づく開示請求権は、条例第5条が規定するとおり、何人に対しても認められるものであり、開示請求者や特定の地域の住民が求めようとしている情報に関する事実の一部を認識しているかなど、個別的な事情によって判断が左右されるものではなく、一律に判断されるべきであるから、周辺住民等の認識は問題とならない。

(2) 審査請求人の主張

周辺住民等の認識についての説明は、本問題が個人の感情や感覚のみによるものではないとの具体的な例であり、騒音は熊本市民全体の問題である。

本件事業所の騒音に対する考え方や取組や、環境政策課がどのような考えに基づきどのような対応をしているのかについては、第二種低層住居専用地域に居住する者にとって極めて重要な問題である。特に、環境政策課への騒音状況の報告・相談の仕方によっては問題が長期化し、担当者の主観によって被害者が加害者のように扱われかねないこと等は、騒音問題で悩み苦しむ市民にとって、大いに参考・教訓とすべきであることから、その記録が残る文書等について「存否不回答」とすることなどあり得ない。

事業者が条例を順守しないことにより損害を受けるのは市民であるにもかかわらず、当該法人等の権利利益を害することを憂慮し、存否不回答を選択することは、全ての面において公害防止の意識を高めることを阻害している。

5 熊本市公害防止条例第7条の公表について

(1) 審査請求人の主張

熊本市公害防止条例第7条に「市は、公害の状況等をは握するため監視、測定及び調査等を行ったときは、その結果明らかになった公害の状況等を公表するものとする」との規定がある以上、存否を明らかにしないこと自体があり得ない。

実施機関は、熊本市公害防止条例における「公害」とは「相当範囲にわたる」ととされており、相隣関係的な程度にとどまるものについては「相当範囲にわたる」とはいえないとするが、公害等調整委員会の公害の定義によれば、「『相当範囲にわたる』については、ある程度の広がりがあれば、被害者が一人の場合でも、公害として扱われます」であり、同委員会に裁定申請が受理されていることから、本件が公害に該当しないという解釈が共通認識とはいえず、大いなる独創性を感じる。当初の騒音は

規制基準値からかけ離れた状態であったものであり、その音が常に聞こえる場所に住む者に限らず、室外機が設置された敷地境界前の道路を歩いて通る住民には異様とも思える音を発していたことから、それより多大なる影響を受け続けた者、またそれを主張しようとした者が一人だとしても、十分に公害である。

(2) 実施機関の主張

熊本市公害防止条例における「公害」とは「相当範囲にわたる」ともとされているところ、一般に、騒音がひとつの事業所の敷地の境界線等において県条例の規制基準地に近い値であり、相隣関係的な程度にとどまるものについては、「相当範囲にわたる」とはいえないため、公害に該当せず、熊本市公害防止条例第7条の公表の対象ではない。

また、本市が熊本市公害防止条例第7条に基づき公表しているものは、市域の広域的な大気汚染の状況や自動車騒音の調査結果をまとめた「熊本市環境等報告書」等の報告書であり、個々の苦情の案件の調査結果等の公表は行っていない。

そもそも、審査請求人の個別の案件が、熊本市公害防止条例第7条の「公害」に該当するかどうか、あるいは公表されるべきものであるかどうかについては、本件審査請求を判断するに当たって直接の関係にない事情であり、仮に、個別の案件について条例該当性を論じて公表の有無を判断するならば、本件処分で存否不回答とした趣旨に明らかに反することとなる。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、2018年8月6日から2019年11月27日までにおける特定の事業所の騒音等に関する相談記録その他関連する全ての文書等（以下「本件文書」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 条例第7条第2号ウ及びオの該当性について

審査請求人は、本件文書は条例第7条第2号のウ及びオに該当するため、一部の情報を除いて開示されるべきであると主張する。

しかし、条例第7条第2号は、「個人に関する情報」についての不開示情報を規定したものであって、本件のような法人等に関する情報についての規定ではない。

したがって、本件文書は条例第7条第2号ウ及びオには該当しない。

4 条例第7条第3号アの該当性について

実施機関は、県条例に騒音についての改善勧告や改善命令を行った場合における公表規定がないことをもって、騒音に対する指導、勧告、命令等（以下「行政指導等」という。）が行われた事実や事業者に対する苦情が寄せられた事実に関する文書等の開示をすることは当該行政指導等や苦情を受けた者の権利利益を害する（ゆえに条例第7条第3号アに該当する）と主張するので、この点を検討する。

そもそも、県条例に騒音についての改善勧告や改善命令を行った場合における公表規定があるか否かにかかわらず、事業者にとっては、市から行政指導を受けたという事実はもちろん、その事業所が発生させた騒音で市に相談が寄せられたという事実であっても、その伝わり方や広がり次第で、その信用低下につながる危険性は多分にあるといえる。また、そのような情報が広まってしまうと、仮に事業者が適切な改善を速やかに行っていたとしても、一度低下した信用を回復することは非常に困難となる。特に、本件開示請求においては、特定の事業所が名指しされているのであるから、不特定多数の事業所が該当する可能性がある事実について開示請求があった場合と比較して、信用低下の生じる蓋然性が非常に高いといえる。

したがって、仮に本件文書が存在するとすれば、これを開示することは事業者の正当な利益を害するといえるから、条例第7条第3号アに該当する。

5 条例第7条第3号ただし書の該当性について

法人等の情報が条例第7条第3号ただし書に該当するかどうかは、①当該法人等の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活への侵害があること、②その侵害を受ける者を保護するために当該法人等に係る文書等を開示する必要があることの2点を満たすかどうかである。

この点、審査請求人は、住民に騒音等による健康被害があったと述べているが、その健康被害を受ける者を保護するために、仮に本件文書が存在するとすればこれを開示する必要があるという理由は明らかでない。

したがって、仮に本件文書が存在するとしても、条例第7条第3号ただし書には該当しない。

6 条例第9条の該当性（存否不回答の可否）について

4及び5で述べたとおり、仮に本件文書が存在するとすれば、これは条例第7条第3号の規定による不開示情報に該当する。しかし、具体的に特定された事業所に対する行政指導等や苦情の事実に関する文書等の開示請求がされている以上、これに対して「不開示」の処分をしたとすれば、その対象文書の存在が明らかになり、開示請求者に当該事業所が行政指導等や苦情を受けたという事実が知られてしまい、条例第7条第3号の規定により保護されるべき行政指導等の事実等が公表されないという事業者の利益

が、当該文書等が開示された場合と同様に害されることになる。

したがって、本件文書の存在の有無にかかわらず、本件開示請求に対しては、条例第9条の規定により「存否不回答」の処分をすることが適当である。

7 熊本市公害防止条例第7条の公表について

審査請求人は、熊本市公害防止条例第7条に公害の調査結果は公表されるとの規定がある以上、存否を明らかにしないこと自体があり得ないと主張するが、現段階で同条の規定によって個々の苦情案件の詳細は公表されていないという事実を前提にすれば、同条の規定の存在は、存否不回答との決定を不合理とするものではない。

8 小括

以上のとおり、本件文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した実施機関の判断自体は、妥当である。

9 理由付記の妥当性について

審査請求人において理由付記が不十分であるとの主張はされていないが、本件処分に係る理由付記の妥当性について以下検討する。

(1) 理由付記に関する定め

条例第11条第2項は、「実施機関は、開示請求に係る文書等を開示しない決定その他当該開示請求を拒否する決定（以下これらを「請求拒否の決定」という。）をしたときは、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面で通知しなければならない」と規定している。

この規定の趣旨は、実施機関の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせて不服の申立てに便宜を与える点にある。

そのため、要求される理由付記の程度は、単に不開示の根拠規定を示すだけでは足りず、条例第7条各号に記載される不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに開示請求者が了知しうる程度のものでなければならない（最高裁平成4年（行ツ）第48号同年12月10日）。

(2) 条例第11条第2項該当性

7で述べたとおり、条例第9条を適用して本件文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した判断自体は妥当であったものの、本件処分の理由付記には「当該開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、熊本市情報公開条例第7条に規定により保護される利益が開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるため」という根拠規定の説明だけしか記載されていない。そのため、開示請求に係る情報について、その存否を答えるだけで開示することとなる不開示情報がどのような情報であり、条例第7条のいずれの不開示情報に該当するかといった内容の記載はなく、その存否を明らかにしないで不開示とする具体的かつ明確な理

由の提示がなされたとは認められない。

以上のことから、本件処分は、開示請求者である審査請求人にとっては、どのような理由によって請求拒否の決定がなされたのかを了知できず、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を行うに当たって具体的、効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、条例第11条第2項の要求する理由の提示の要件を欠くといわざるを得ない。

したがって、本件処分は、条例第11条第2項に違反するものであり、取り消されるべきである。

10 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和3年(2021年) 11月26日	熊本市長から諮問(令和3年(2021年)11月26日付け)を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和4年(2022年) 6月3日	諮問の審議を行った。
令和4年(2022年) 7月1日	諮問の審議を行った。
令和4年(2022年) 8月5日	答申案の審議を行った。
令和4年(2022年) 9月2日	答申案の審議を行った。
令和4年(2022年) 9月30日	答申案の審議を行った。
令和4年(2022年) 11月4日	答申案の審議を行った。
令和4年(2022年) 12月2日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 9 号
令和5年（2023年）3月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年（2021年）11月26日付け、廃計発第237号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

熊本駅南線新設工事に関して作成された、熊本市公共事業環境配慮指針に基づく環境保全局と関係部署との協議に係る議事録資料並びに事業実施報告書に関する文書等開示請求拒否決定（不存在）に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否決定（不存在）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和3年（2021年）3月19日、審査請求人は、文書所管課を「環境局環境推進部環境政策課」と指定して、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、熊本駅南線新設工事（以下「本件工事」という。）に関して作成された、熊本市公共事業環境配慮指針（以下「本件指針」という。）に基づく環境保全局と関係部署との協議に係る議事録資料（以下「本件協議資料」という。）並びに事業実施報告書（以下「本件報告書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年3月31日、実施機関は、これに対する文書等開示請求拒否決定（不存在）（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年5月11日、審査請求人は、本件処分の取消し及び文書等の開示を求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件指針上、第2種事業（「工事請負費で執行される6,000万円以上の工事」）では、①環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成、②必要に応じて、環境保全局及び関係部署と協議、③事業実施報告書の提出の3つの資料を作成する業務執行の責務が発生する。

当然本件工事でも、4億1,800万円の巨額投資工事であり、この①②③の業務執行責務が発生する。また、本件工事に係る道路の近隣には団地、児童教育施設、小学校等が存在するため、生活環境影響等無し、児童教育施設への健康被害は全くないとして環境保全局・関係部署との協議が執行されなかったはずがなく、資料が不存在とはとても思われない。

さらに、事業実施報告書を収受していなかったとは、怠慢・不作為と言わざるを得ないが、熊本市の環境影響責務を果たす環境政策課が職務放棄したとはとても思われな

い。

よって、早急に評価協議のわかる資料等・実施報告書の開示交付を執行していただきたい。

2 実施機関の主張

(1) 本件協議資料の存否について

本件指針上、第2種事業においては、環境局及び関係部署との協議は「必要に応じて」行うものとしており、第1種事業と異なり、必ず協議をしなければならないものではない。

また、「必要に応じて」とは、第1種事業に準ずる規模であるなど、環境影響が大きいと予想されると環境政策課が判断する場合をいう。

本件工事は、片側1車線かつ延長約100メートル程度の道路・街路整備事業であり、全体事業費が3億2,500万円であることから、第2種事業に該当する。また、工事場所は高架橋下から合同庁舎斜め向かいの交差点に至る部分であること、第1種事業の規模を大きく下回ることから、環境影響が比較的小さいと予想される。したがって、「必要に応じて」に該当しないため、環境局及び関係部署との協議が行われなかった。

よって、本件協議資料は不存在である。

(2) 本件報告書の存否について

本件指針上、事業実施報告書は、環境配慮の実施状況について伝えるものであり、事業の実施後に作成される結果報告書である。

本件開示請求及び本件処分がなされた令和3年3月の時点では、本件工事についての事業実施報告書は収受していなかった。

よって、本件報告書は不存在である。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本件工事に関して作成された、本件指針に基づく環境保全局と関係部署との協議に係る議事録資料並びに事業実施報告書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件審査請求に係る文書の概要

熊本市は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び熊本県環境評価条例（平成12年熊本県条例第61号）の対象とならない市公共事業について、本件指針を策定して、事業構想・計画段階から設計・施工段階に至るまで、環境負荷の低減を図るものとしている（本件指針第1章1-3）。

そして、本件指針では、公共事業の規模に応じて、環境影響が大きいと予想される一定規模以上の事業を「第1種事業」、環境影響が中程度と予想される事業を「第2種事業」、環境影響が小さいと予想される軽微な事業若しくは維持補修系の事業等を「第3種事業」と区分し、環境影響が比較的小さいと予想される事業については、事務の効率性等も考慮し、環境配慮の手続を簡素化することとしている（本件指針第1章1-4）。

これを道路・街路整備事業における道路の新設についてみると、「2車線以上、かつ、1km以上」の規模であるものは「第1種事業」に、「工事請負費で執行される6,000万円以上の事業・工事」であり第1種事業に該当しないものは「第2種事業」に、「工事請負費で執行される6,000万円未満の事業・工事」は「第3種事業」に分類することとされており、それぞれ必要とされる対応は次表のとおりとされる（本件指針第3章3-2）。

第1種事業	①環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成 ②環境局及び関係部署との協議 ③公共事業配慮評価会議における審査 ④事業実施報告書の提出
第2種事業	①環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成 ②必要に応じて、環境局及び関係部署との協議 ③事業実施報告書の提出
第3種事業	第2種事業の①～③のうち①の作成の省略が可能（ただし、地下水をはじめとする環境に大きな影響を与えるおそれがあると所属長が判断した場合は作成しなければならない）

本件工事は、片側1車線かつ延長約100メートル程度の道路・街路整備事業であり、全体事業費が3億2,500万円であることから、第2種事業に該当する。

したがって、本件工事については、「環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシート」及び「事業実施報告書」が事業課において作成され、「環境局及び関係部署との協議」に係る資料は「必要に応じて」当該協議が行われた場合に、事業課及び関係部署において作成されるものといえる。

4 本件協議資料の存否について

本件工事は第2種事業であり、「必要に応じて」協議をするものであるが、協議の必要性の有無についての判断基準は本件指針に明示されていない。この点、実施機関は、

協議の「必要」がある場合とは、対象とされる第2種事業が第1種事業に準じる規模であるなど、環境影響が大きいと実施機関（具体的には本件指針を所管する環境政策課）が判断する場合をいうとする。そして、本件工事は、全体事業費こそ3億2,500万円と高額であるが、新設する道路は片側1車線、延長は約100メートルにとどまり、第1種事業の要件である「2車線以上、かつ、1km以上」に比べて非常に小さい規模であり、第1種事業の規模に準じる規模とは認められず、協議が行われた蓋然性は低い。

これらのことから、本件工事に関し環境局と関係部署との協議が行われていないことを理由に本件協議資料を不存在とする実施機関の主張に、不合理な点は認められない。

よって、本件協議資料が存在しているとは認められない。

5 本件報告書の存否について

本件報告書は、計画及び設計段階、工事段階ごとに環境配慮を行った結果の報告を内容とするものであり、その作成及び提出は「年度終了後（事業終了後）」とされている（本件指針第3章3-2「②環境配慮指針の運用フロー（第2種事業）」）。本件工事の事業施行期間が平成29年（2017年）6月2日から令和3年（2021年）3月31日までであったことからすれば、本件報告書の作成及び提出は、同年4月1日以降に行われることが通常であると考えられる。

本件開示請求は、本件工事の事業施行期間満了日以前の令和3年（2021年）3月19日に行われているため、その時点で実施機関の環境政策課が本件報告書を保有していた可能性は低い。

これらのことから、本件報告書が存在しないとする実施機関の主張には不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情もない。

よって、本件報告書が存在しているとは認められない。

6 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会	長職務代理者	河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和3年(2021年) 11月26日	熊本市長から諮問(令和3年(2021年)11月26日付け)を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和4年(2022年) 12月2日	諮問の審議を行った。
令和5年(2023年) 1月6日	答申案の審議を行った。
令和5年(2023年) 2月3日	答申案の審議を行った。
令和5年(2023年) 3月3日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 1 0 号
令和5年（2023年）3月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年（2021年）11月26日付け、都政発第456号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

熊本駅南線新設工事に関して作成された、熊本市公共事業環境配慮指針に基づく環境保全局と関係部署との協議に係る議事録資料並びに事業実施報告書に関する文書等開示請求拒否決定（不存在）に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否決定（不存在）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和3年（2021年）3月19日、審査請求人は、文書所管課を「都市建設局都市政策部交通政策課」と指定して、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、熊本駅南線新設工事（以下「本件工事」という。）に関して作成された、熊本市公共事業環境配慮指針（以下「本件指針」という。）に基づく環境保全局と関係部署との協議に係る議事録資料（以下「本件協議資料」という。）並びに事業実施報告書（以下「本件報告書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年3月22日、実施機関は、これに対する文書等開示請求拒否決定（不存在）（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年5月11日、審査請求人は、本件処分の取消し及び文書等の開示を求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件指針上、第2種事業（「工事請負費で執行される6,000万円以上の工事」）では、①環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成、②必要に応じて、環境保全局及び関係部署と協議、③事業実施報告書の提出の3つの資料を作成する業務執行の責務が発生する。

当然本件工事でも、4億1,800万円の巨額投資工事であり、この①②③の業務執行責務が発生する。また、本件工事に係る道路の近隣には団地、児童教育施設、小学校等が存在するため、生活環境影響等無し、児童教育施設への健康被害は全くないとして環境保全局・関係部署との協議が執行されなかったはずがなく、資料が不存在とはとても思われない。

交通政策課（現在の交通企画課。以下同じ。）は熊本駅周辺整備事務所と綿密に打ち合わせ、環境保全局及び関係部署と協議共謀してバス停新設を図り、旧春日寺前バス停

と五反バス停を喪失させて、生活環境の激変・移動権利用権喪失・福祉維持喪失等への熟慮配慮がなされ、共同謀議がなされ、熊本駅周辺整備事務所とは密接な一心同体の関係であっての公共交通政策を成し遂げた実績があり、第2種事業の資料等が不存在であるはずがない。

よって、早急に評価協議のわかる資料等・実施報告書の開示交付を執行していただきたい。

2 実施機関の主張

交通政策課は本件工事業の事業所管課ではなく、本件開示請求に係る文書の作成を含め関連する事務を実施していない。よって本件協議資料及び本件報告書は不存在である。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本件工事に関して作成された、本件指針に基づく環境保全局と関係部署との協議に係る議事録資料並びに事業実施報告書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件審査請求に係る文書の概要

熊本市は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び熊本県環境評価条例（平成12年熊本県条例第61号）の対象とならない市公共事業について、本件指針を策定して、事業構想・計画段階から設計・施工段階に至るまで、環境負荷の低減を図るものとしている（本件指針第1章1-3）。

そして、本件指針では、公共事業の規模に応じて、環境影響が大きいと予想される一定規模以上の事業を「第1種事業」、環境影響が中程度と予想される事業を「第2種事業」、環境影響が小さいと予想される軽微な事業若しくは維持補修系の事業等を「第3種事業」と区分し、環境影響が比較的小さいと予想される事業については、事務の効率性等も考慮し、環境配慮の手続を簡素化することとしている（本件指針第1章1-4）。

これを道路・街路整備事業における道路の新設についてみると、「2車線以上、かつ、1km以上」の規模であるものは「第1種事業」に、「工事請負費で執行される6,00

0万円以上の事業・工事」であり第1種事業に該当しないものは「第2種事業」に、「工事請負費で執行される6,000万円未満の事業・工事」は「第3種事業」に分類することとされており、それぞれ必要とされる対応は次表のとおりとされる（本件指針第3章3-2）。

第1種事業	①環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成 ②環境局及び関係部署との協議 ③公共事業配慮評価会議における審査 ④事業実施報告書の提出
第2種事業	①環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成 ②必要に応じて、環境局及び関係部署との協議 ③事業実施報告書の提出
第3種事業	第2種事業の①～③のうち①の作成の省略が可能（ただし、地下水をはじめとする環境に大きな影響を与えるおそれがあると所属長が判断した場合は作成しなければならない）

本件工事は、片側1車線かつ延長約100メートル程度の道路・街路整備事業であり、全体事業費が3億2,500万円であることから、第2種事業に該当する。

したがって、本件工事については、「環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシート」及び「事業実施報告書」が事業課において作成され、「環境局及び関係部署との協議」に係る資料は「必要に応じて」当該協議が行われた場合に、事業課及び関係部署において作成されるものといえる。

4 本件協議資料及び本件報告書の存否について

当審議会が確認したところ、本件処分当時の熊本市事務分掌規則（平成8年規則第38号）には、熊本駅周辺整備事務所の事務分掌として「熊本駅周辺地域及び上熊本駅周辺地域の整備に関すること」及び「JR 鹿児島本線等の連続立体交差事業の促進及びこれに関連する施設整備に関すること」が規定されていた。そして、本件工事は、「熊本駅周辺地域及び上熊本駅周辺地域の整備に関すること」あるいは「JR 鹿児島本線等の連続立体交差事業の促進及びこれに関連する施設整備に関すること」に含まれることが明らかであり、現に熊本駅周辺整備事務所において本件工事に係る事務が実施されていたことが認められる。これに対し、交通政策課の事務分掌の中には、本件工事に係る事務の実施根拠となり得る定めは存在しない。よって、交通政策課は「事業課及び関係部署」には該当しない。

したがって、本件工事に関する文書は、当時の熊本駅周辺整備事務所で作成され、その後、その業務を引き継いだ市街地整備課で保管されていると考えることができ、同規則で当該事務を所掌することとなっていない交通政策課がこれを保有しているという蓋然性は低い。また、これを考慮すれば、交通政策課内で本件工事に関する原議等の書

類の存否確認をしたが該当する書類が発見されなかったという実施機関の説明には、不合理な点は見当たらない。

よって、同課に本件協議資料及び本件報告書が存在しているとは認められない。

5 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和3年(2021年) 11月26日	熊本市長から諮問(令和3年(2021年)11月26日付け)を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和4年(2022年) 12月2日	諮問の審議を行った。
令和5年(2023年) 1月6日	答申案の審議を行った。
令和5年(2023年) 2月3日	答申案の審議を行った。
令和5年(2023年) 3月3日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 1 1 号
令和5年（2023年）3月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年（2022年）3月31日付け、都政発第733号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

熊本駅南線新設工事に関して作成された、熊本市公共事業環境配慮指針に基づく環境保全局と関係部署との協議に係る議事録資料並びに事業実施報告書に関する文書等開示請求拒否決定（不存在）に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否決定（不存在）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和3年（2021年）3月19日、審査請求人は、文書所管課を「都市建設局熊本駅周辺整備事務所」と指定して、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、熊本駅南線新設工事（以下「本件工事」という。）に関して作成された、熊本市公共事業環境配慮指針（以下「本件指針」という。）に基づく環境保全局と関係部署との協議に係る議事録資料（以下「本件協議資料」という。）並びに事業実施報告書（以下「本件報告書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年3月30日、実施機関は、これに対する文書等開示請求拒否決定（不存在）（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年5月11日、審査請求人は、本件処分の取消し及び文書等の開示を求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件指針上、第2種事業（「工事請負費で執行される6,000万円以上の工事」）では、①環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成、②必要に応じて、環境保全局及び関係部署と協議、③事業実施報告書の提出の3つの資料を作成する業務執行の責務が発生する。

当然本件工事でも、4億1,800万円の巨額投資工事であり、この①②③の業務執行責務が発生する。また、本件工事に係る道路の近隣には団地、児童教育施設、小学校等が存在するため、生活環境影響等無し、児童教育施設への健康被害は全くないとして環境保全局・関係部署との協議が執行されなかったはずがなく、資料が不存在とはとても思われない。

よって、早急に評価協議のわかる資料等・実施報告書の開示交付を執行していただきたい。

2 実施機関の主張

(1) 本件協議資料の存否について

本件指針上、第2種事業については、規模や環境への影響が第1種事業（新設2車線以上、かつ、1km以上）に相当するもの等、本件指針を所管する環境政策課が特に必要と判断する事業については、環境局及び関係部署との協議を要することとして取り扱っているが、本件工事は、第1種事業の分類基準を大きく下回るため協議を行っていないことから、本件協議資料は不存在である。

(2) 本件報告書の存否について

本件指針上、事業実施報告書は事業終了後に作成・提出されるものであるところ、文書等開示請求拒否決定通知書提出時点では、本件工事に係る事業は継続中であり、事業実績報告書は未作成であったため、不存在であった。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本件工事にに関して作成された、本件指針に基づく環境保全局と関係部署との協議に係る議事録資料並びに事業実施報告書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件審査請求に係る文書の概要

熊本市は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び熊本県環境評価条例（平成12年熊本県条例第61号）の対象とならない市公共事業について、本件指針を策定して、事業構想・計画段階から設計・施工段階に至るまで、環境負荷の低減を図るものとしている（本件指針第1章1-3）。

そして、本件指針では、公共事業の規模に応じて、環境影響が大きいと予想される一定規模以上の事業を「第1種事業」、環境影響が中程度と予想される事業を「第2種事業」、環境影響が小さいと予想される軽微な事業若しくは維持補修系の事業等を「第3種事業」と区分し、環境影響が比較的小さいと予想される事業については、事務の効率性等も考慮し、環境配慮の手続を簡素化することとしている（本件指針第1章1-4）。

これを道路・街路整備事業における道路の新設についてみると、「2車線以上、かつ、1km以上」の規模であるものは「第1種事業」に、「工事請負費で執行される6,00

0万円以上の事業・工事」であり第1種事業に該当しないものは「第2種事業」に、「工事請負費で執行される6,000万円未満の事業・工事」は「第3種事業」に分類することとされており、それぞれ必要とされる対応は次表のとおりとされる（本件指針第3章3-2）。

第1種事業	①環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成 ②環境局及び関係部署との協議 ③公共事業配慮評価会議における審査 ④事業実施報告書の提出
第2種事業	①環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成 ②必要に応じて、環境局及び関係部署との協議 ③事業実施報告書の提出
第3種事業	第2種事業の①～③のうち①の作成の省略が可能（ただし、地下水をはじめとする環境に大きな影響を与えるおそれがあると所属長が判断した場合は作成しなければならない）

本件工事は、片側1車線かつ延長約100メートル程度の道路・街路整備事業であり、全体事業費が3億2,500万円であることから、第2種事業に該当する。

したがって、本件工事については、「環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシート」及び「事業実施報告書」が事業課において作成され、「環境局及び関係部署との協議」に係る資料は「必要に応じて」当該協議が行われた場合に、事業課及び関係部署において作成されるものといえる。

4 本件協議資料の存否について

本件協議資料について、本件工事をはじめとする熊本駅周辺整備事務所の事業を引き継いだ市街地整備課内で調査が行われたが、本件協議資料の存在は確認されなかった。

また、本件工事は第2種事業であり、「必要に応じて」協議をするものであるが、協議の必要性の有無についての判断基準は本件指針に明示されていない。この点、実施機関は、協議の「必要」がある場合とは、対象とされる第2種事業が第1種事業に準じる規模であるなど、環境影響が大きいと実施機関（具体的には本件指針を所管する環境政策課）が判断する場合をいうとする。そして、本件工事は、全体事業費こそ3億2,500万円と高額であるが、新設する道路は片側1車線、延長は約100メートルにとどまり、第1種事業の要件である「2車線以上、かつ、1km以上」に比べて非常に小さい規模であり、第1種事業の規模に準じる規模とは認められず、協議が行われた蓋然性は低い。

これらのことから、本件工事に関し環境局と関係部署との協議が行われていないことを理由に本件協議資料を不存在とする実施機関の主張に、不合理な点は認められな

い。

よって、本件協議資料が存在しているとは認められない。

5 本件報告書の存否について

本件報告書は、計画及び設計段階、工事段階ごとに環境配慮を行った結果の報告を内容とするものであり、その作成及び提出は「年度終了後（事業終了後）」とされている（本件指針第3章3-2「②環境配慮指針の運用フロー（第2種事業）」）。本件工事の事業施行期間が平成29年（2017年）6月2日から令和3年（2021年）3月31日までであったことからすれば、本件報告書の作成及び提出は、同年4月1日以降に行われることが通常であると考えられる。

本件開示請求は、本件工事の事業施行期間満了日以前の令和3年（2021年）3月19日に行われているため、その時点で実施機関の熊本駅周辺整備事務所が本件報告書を作成していた可能性は低い。

これらのことから、本件報告書が存在しないとする実施機関の主張には不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情もない。

よって、本件報告書が存在しているとは認められない。

6 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和4年(2022年) 3月31日	熊本市長から諮問(令和4年(2022年)3月31日付け)を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和4年(2022年) 12月2日	諮問の審議を行った。
令和5年(2023年) 1月6日	答申案の審議を行った。
令和5年(2023年) 2月3日	答申案の審議を行った。
令和5年(2023年) 3月3日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 1 2 号
令和5年（2023年）3月3日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年（2022年）11月22日付け、住政発第762号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

熊本駅南線新設工事に関して作成された、熊本市公共事業環境配慮指針に基づく環境保全局と関係部署との協議に係る議事録資料並びに事業実施報告書に関する文書等開示請求拒否決定（不存在）に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否決定（不存在）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和3年（2021年）3月19日、審査請求人は、文書所管課を「都市建設局都市政策部都市政策課」と指定して、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、熊本駅南線新設工事（以下「本件工事」という。）に関して作成された、熊本市公共事業環境配慮指針（以下「本件指針」という。）に基づく環境保全局と関係部署との協議に係る議事録資料（以下「本件協議資料」という。）並びに事業実施報告書（以下「本件報告書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 同年4月8日、実施機関は、これに対する文書等開示請求拒否決定（不存在）（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年5月11日、審査請求人は、本件処分の取消し及び文書等の開示を求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件指針上、第2種事業（「工事請負費で執行される6,000万円以上の工事」）では、①環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成、②必要に応じて、環境保全局及び関係部署と協議、③事業実施報告書の提出の3つの資料を作成する業務執行の責務が発生する。

当然本件工事でも、4億1,800万円の巨額投資工事であり、この①②③の業務執行責務が発生する。また、本件工事に係る道路の近隣には団地、児童教育施設、小学校等が存在するため、生活環境影響等無し、児童教育施設への健康被害は全くないとして環境保全局・関係部署との協議が執行されなかったはずがなく、資料が不存在とはとても思われない。つまり、都市建設局主管課都市政策課に本件工事に伴う対応資料等が存在するはずがない。

よって、早急に評価協議のわかる資料等・実施報告書の開示交付を執行していただき

たい。

2 実施機関の主張

本件協議資料及び本件報告書は事業所管課で必要に応じて実施・作成されるものである。都市政策課は本件工事の事業所管課ではなく、本件開示請求に係る文書の作成を含め関連する事務を実施していない。よって本件協議資料及び本件報告書は不存在である。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本件工事に関して作成された、本件指針に基づく環境保全局と関係部署との協議に係る議事録資料並びに事業実施報告書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件審査請求に係る文書の概要

熊本市は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び熊本県環境評価条例（平成12年熊本県条例第61号）の対象とならない市公共事業について、本件指針を策定して、事業構想・計画段階から設計・施工段階に至るまで、環境負荷の低減を図るものとしている（本件指針第1章1-3）。

そして、本件指針では、公共事業の規模に応じて、環境影響が大きいと予想される一定規模以上の事業を「第1種事業」、環境影響が中程度と予想される事業を「第2種事業」、環境影響が小さいと予想される軽微な事業若しくは維持補修系の事業等を「第3種事業」と区分し、環境影響が比較的小さいと予想される事業については、事務の効率性等も考慮し、環境配慮の手続を簡素化することとしている（本件指針第1章1-4）。

これを道路・街路整備事業における道路の新設についてみると、「2車線以上、かつ、1km以上」の規模であるものは「第1種事業」に、「工事請負費で執行される6,000万円以上の事業・工事」であり第1種事業に該当しないものは「第2種事業」に、「工事請負費で執行される6,000万円未満の事業・工事」は「第3種事業」に分類することとされており、それぞれ必要とされる対応は次表のとおりとされる（本件指針第3章3-2）。

第1種事業	①環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成 ②環境局及び関係部署との協議 ③公共事業配慮評価会議における審査 ④事業実施報告書の提出
第2種事業	①環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシートの作成 ②必要に応じて、環境局及び関係部署との協議 ③事業実施報告書の提出
第3種事業	第2種事業の①～③のうち①の作成の省略が可能(ただし、地下水をはじめとする環境に大きな影響を与えるおそれがあると所属長が判断した場合は作成しなければならない)

本件工事は、片側1車線かつ延長約100メートル程度の道路・街路整備事業であり、全体事業費が3億2,500万円であることから、第2種事業に該当する。

したがって、本件工事については、「環境特性把握シート及び事業別環境配慮チェックシート」及び「事業実施報告書」が事業課において作成され、「環境局及び関係部署との協議」に係る資料は「必要に応じて」当該協議が行われた場合に、事業課及び関係部署において作成されるものといえる。

4 本件協議資料及び本件報告書の存否について

当審議会が確認したところ、本件処分当時の熊本市事務分掌規則(平成8年規則第38号)には、熊本駅周辺整備事務所の事務分掌として「熊本駅周辺地域及び上熊本駅周辺地域の整備に関する事」と及び「JR 鹿児島本線等の連続立体交差事業の促進及びこれに関連する施設整備に関する事」が規定されていた。そして、本件工事は、「熊本駅周辺地域及び上熊本駅周辺地域の整備に関する事」あるいは「JR 鹿児島本線等の連続立体交差事業の促進及びこれに関連する施設整備に関する事」に含まれることが明らかであり、現に熊本駅周辺整備事務所において本件工事に係る事務が実施されていたことが認められる。これに対し、都市政策課の事務分掌の中には、本件工事に係る事務の実施根拠となり得る定めは存在しない。よって、都市政策課は「事業課及び関係部署」には該当しない。

したがって、本件工事に関する文書は、当時の熊本駅周辺整備事務所で作成され、その後、その業務を引き継いだ市街地整備課で保管されていると考えることができ、同規則で当該事務を所掌することとなっていない都市政策課がこれを保有しているという蓋然性は低い。このことは、都市政策課が熊本駅周辺整備事務所の所属する都市建設局の主管課であるとしても異ならない。また、これを考慮すれば、都市政策課内での調査の結果、本件開示請求に係る文書等の存在は確認できなかったという実施機関の説明には、不合理な点は見当たらない。

よって、同課に本件協議資料及び本件報告書が存在しているとは認められない。

5 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		河津	典和
委	員	魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	北野	誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和4年(2022年) 11月22日	熊本市長から諮問(令和4年(2022年)11月22日付け)を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和4年(2022年) 12月2日	諮問の審議を行った。
令和5年(2023年) 1月6日	答申案の審議を行った。
令和5年(2023年) 2月3日	答申案の審議を行った。
令和5年(2023年) 3月3日	答申案の審議を行った。

熊本市の情報公開と個人情報保護

令和4年度（2022年度）運用状況報告書

発行 令和6年3月

編集 熊本市総務局行政管理部法制課

情報公開窓口

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号